

行政常任委員会

令和元年12月13日（金）

午前10時01分開 会

○三鬼（孝）委員長 おはようございます。昨日に引き続き行政常任委員会を開会いたします。

報告いたします。昨日の議案第74号、尾鷲市債権管理に関する条例の制定についての審議の中で資料提出を求めておりましたので、タブレットに債権分類表を提示しましたので、御参考に見ていただきたいと思います。

それでは、これはどこやった……。

（発言する者あり）

○三鬼（孝）委員長 済みません。

福祉保健課に係る議案第84号と議案第85号、議案第95号の審査をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

それでは、議案第84号と議案第85号、一括して審議しますので、説明を求めます。

○内山福祉保健課長 福祉保健課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第84号、尾鷲市福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。

条例一部改正案新旧対照表の31ページをごらんください。通知をさせていただきます。

尾鷲市福祉保健センターは、平成12年の建設以来、社会福祉法人尾鷲市社会福祉協議会に管理運営を委託し、平成18年度から指定管理制度により昨年度まで管理運営を行ってきましてけれども、本年度から市が管理運営を行っております。

使用料につきましては、建設時に料金設定を行い、平成26年の消費税率改正の際も見直しを見送ってきたもので、今回、使用料・手数料等に係る受益者負担に関する基本方針に基づき、受益と負担の公平さを確保する観点から施設のサービス性質を分類し、コスト算定方式を用いて維持管理に係る経費等も考慮し使用料の見直しを行うものでございます。

改正前の、ごらんの新旧対照表の表ですけれども、四つの使用区分でございました。施設ごとの八つに分類し、使用時間につきましては、これまで、午前、午後、

夜間、全日と幅を持たせた設定としておりましたけれども、改正後につきましては、1時間ごとの設定とし、また、冷暖房の使用についても使用料金に含めた形をとっております。

使用料金につきましては、年間コスト、施設面積、利用可能時間、稼働率等によって算出し、現行の使用料と大きく差が生じる場合については、他市町の同等施設の平均額を参考に算出したもので、別表第8の使用料のとおりでございます。

以上が尾鷲市福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての説明でございます。

次に、議案第85号、尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

新旧対照表の32ページをごらんください。

本年10月1日より実施されている幼児教育・保育の無償化に関連し、幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取り扱いにつきましては、本年5月17日に公布された子ども・子育て支援法の一部を改正する法律及び幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針において、幼稚園、保育所等の3歳から5歳までの子供たちの食料費につきましては、主食費、副食費ともに施設による実費徴収を基本とするとしてされていることから、本条例の該当箇所につきましても、法律の一部改正に準じて副食費に関連する規定について所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表の36、37ページをごらんください。

主な改正点につきましては、条例第13条第4項では食事の提供に関する費用に関して定めておりました、改正前の第3号では副食費がもともと保育料に含まれていたことから、食の提供に関する費用に限るとの規定でございましたけれども、今回の改正では、食事の提供に要する費用として副食の提供（次に掲げるものを除く）に要する費用として免除規定と定めるものでございます。

以上、尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての御説明でございます。

○三鬼（孝）委員長　ありがとうございます。

議案84号、議案85号の説明は終わりましたので、御質疑に入ります。

御質疑ある方、御発言願います。

○南委員　初めに、議案84号のほうからの使用料の見直しということで説明をいただいたんですけども、今現在、年間大体使用料の収入というのはどれほどあって、この法改正によって、条例改正によって、どれほど伸びるのか、その2点。

○内山福祉保健課長　　今、令和元年度ですけれども、平成30年度の実績といたしましては、使用料について12万4,600円という使用料でございました。といいますのは、減免もしていることから、全体の9割近くの減免がされております。

今回については、今までは、午前、午後、それから、夜間、全日といった幅を持たせた形の料金設定としておりますけれども、今回の改正によっては、使用勝手が使用者の方の御利用がしやすい形に1時間単位の使用という形で区分をいたしました。ただし、今回についても減免規定がございますので、30年度そんなに大きくふえたり減ったりするというような状況は見込んでおりません。

○南委員　　余りよくわかる……。もう月1万程度なんですか、使用料というのはね。ちょっと驚いたんですけれども、それはそれとして、安く住民が利用できるということは悪いことじゃないので。

次に、85号の今の保育所の副食の改正なんですけれども、これ、紀北町さんのほうはね、副食費も町が全額負担されておるといことなんか新聞報道で見たんですけれども、市としてはどういった考え方でおるのか、副食費については。ちょっと関連して教えていただきたいんですけれども。

○内山福祉保健課長　　副食費につきましては、先ほども議案説明の中で御説明しましたとおり、もともと保育料に含まれておりました。今回、10月1日からの無償化に伴いまして保育料は無償化され、副食費、主食費ともに保護者の方から負担するというような方針が国から示されております。

副食費の考え方につきましては、例えば保育所あるいは幼稚園に子供さんを預けた場合、あるいは預けなかった場合、いずれの場合でも自宅においても副食費というのは発生しますことから、我々としましては、保育園に預けていただいた場合においても保護者の方から徴収をするといった考え方に基づいて今回このような条例改正ということでございます。

○三鬼（和）委員　　同じく31ページのところなんですけど、児童コーナーが1時間当たり700円というのがあるんですけど、もともと平成9年ぐらいからでも放課後保育ということで児童館つくってくれという陳情なんかがあって、そういったのを踏まえて、このセンターをつくる時に児童コーナーとか子育ての方たちに柔軟性を持って使っていただくということでしたんですけど、あれ、あそこ、スタートのときに比べたら狭くなっておるとか、それで、現状使っている方の頻度というのは、どれぐらいあるんですか。

○内山福祉保健課長　　今、子育ての関係でくれよんということの委託事業を行っ

ておりまして、そちらのほうの開設に伴ったスペースとして今活用しておりますので、くれよんの運営状況については、ちょっと係長のほうから使用頻度については御説明いたします。

- 芝山福祉保健課係長 放課後児童クラブくれよんさんのほうが、基本的には福祉保健センター4階をベースで活動しておるんですけども、4階のスペースが埋まってしまったときには、児童コーナーとほかの講座室等に移動していただいて活用している状況です。

あわせて、児童コーナーにつきましては、療育教室のほうを週に1回開催しておるのが現状です。そちらは必ず使っております、あとは、開放デーをつくっております、児童コーナーが入っていないときには市民の皆さんに開放して使っていただくようにしております。

- 三鬼（和）委員 副食にしていた時代も指定管理ということで、行政的には余りあそこのことというのか携わりって少なくなったのであれなんですけど、もうこういったところ、保健福祉センター、特に児童コーナーとか含めて子育ての方々の利用というのか使用というのはもう少ないんですか、以前に比べて、どうなんですか。初めのときはそういう団体からの申し出があってあそこを開設したようなスタートがあったと思うんですけどね、もう変わってきているんですか、そういったところ。

- 東福祉保健課係長 子育て世代包括支援センターが設置されたことによりまして、2階部門に居場所づくりとしての開放を設けております。その活用がここ数年ふえておりますのと、先ほどの児童講座につきましては、自主サークルでありますお母さん方のサークルでも活用していただいておりますので、以前に比べては、ここ数年は活用していただきやすい体制になっておりますので来所者はふえている傾向にあると思われまます。

- 小川委員 先ほど南委員からも話あったんですけども、その主食、副食費の、それ、もし尾鷲市が持つとなったら、大体金額的にどんなものなんですか、今の人数で。

- 内山福祉保健課係長 1人当たり一月4,500円でございますので、1年間で行きますと4,500円掛ける12月の人数ということになりますので、済みません、3歳から5歳ですね、徴収対象者が174名でございます、それで、一月当たり4,500円でございますので、一月当たり78万3,000円、その12カ月で、済みません、930万ぐらいということになりますね。

○三鬼（孝）委員長 他によろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 ないようでございますので、議案第84号、85号の審査を終わります。

続きまして、議案第95号の審査を行いますので、説明を求めます。

○内山福祉保健課長 それでは、議案第95号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決についてのうち、福祉保健課に関する予算について、予算書に基づき御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

予算書の12、13ページをごらんください。通知をさせていただきます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金2,044万6,000円の増額につきましては、1節社会福祉費負担金357万1,000円の増額で、そのうち特別障害者手当等給付費負担金16万5,000円の増額は、特別障害者手当と障害者福祉手当の金額の改定に伴う増額と新規認定者の増額に伴う増額でございます。

障害者自立支援給付費等国庫負担金292万8,000円の増額は、事業所の変更と利用者の増加に伴う増額でございます。

障害者医療費国庫負担金80万6,000円の増額は、利用者の増加に伴う増額でございます。

次に、2節児童福祉費負担金597万4,000円の増額は、児童扶養手当負担金584万8,000円の増額で、制度改正に伴うものでございます。

子育てのための施設等利用給付交付金12万6,000円の増額は、制度改正に伴うものでございます。

次に、3節生活保護費負担金1,090万1,000円の増額は、医療扶助費等国庫負担金933万3,000円の増額で、医療福祉の増加に伴うものでございます。

介護扶助費等国庫負担金156万8,000円の増額につきましても介護扶助の増加に伴うものでございます。

次に、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金18万2,000円の増額は、1節社会福祉費補助金18万2,000円の増額で、地域生活支援事業費等補助金18万2,000円の増額は、移動支援利用者の増加に伴うものでございます。

次に、3目衛生費国庫補助金79万4,000円の増額は、1節保健費補助金79万4,000円の増額で、母子保健衛生費国庫補助金79万4,000円の増額は、

母子保健情報システムの改修に伴うものでございます。

次に、15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金45万4,000円の減額は、1節社会福祉費負担金51万7,000円の減額で、そのうち、三重県障害者自立支援給付費等負担金186万7,000円の増額は、事業所の変更と利用者の増加に伴う増額でございます。

次に、2節児童福祉費負担金6万3,000円の増額は、子育てのための施設等利用給付県費負担金6万3,000円の増額で、制度改正に伴うものでございます。

14、15ページをごらんください。

次に、2項県補助金、2目民生費県補助金9万1,000円の増額は、1節社会福祉費補助金9万1,000円の増額で、三重県障害者自立支援給付費等補助金9万1,000円の増額は、利用者の増加に伴うものでございます。

次に、17款寄附金、1項寄附金、3目民生費寄附金30万円の増額は、1節社会福祉費寄附金30万円の増額で、社会福祉費寄附金30万円は、福祉関係寄附金として1名の方から30万円を御寄附いただいたものでございます。

次に、20款諸収入、5項雑入、1目雑入1,987万1,000円の減額のうち、3節民生費雑入1,860万8,000円の増額は、紀北広域連合負担金の前年度の精算金でございます。

次に、歳出でございます。

24、25ページをごらんください。通知をさせていただきます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費338万3,000円の増額のうち細目社会福祉一般総務費328万3,000円の増額につきましては、需用費の光熱水費55万9,000円の増額で、福祉保健センターの光熱水費の増額でございます。

次に、負担金、補助及び交付金の紀北広域連合分担金272万4,000円の増額は、財務会計システム改修業務委託料及び介護保険制度改正に伴うシステム改修業務委託料の増額と、施設の稼働日数が減少したことに伴う支援費収入の減額が主なものでございます。

26、27ページをごらんください。

次に、2目障害者福祉費23万2,000円の増額は、細目特別障害者手当等給付費22万円の増額で、扶助費の特別障害者手当等給付費22万円の増額は、特別障害者手当と障害者福祉手当の金額改定による増額と新規認定者の増加に伴う増額でございます。

次に、細目在宅援護事業1万2,000円の増額は、負担金、補助及び交付金のじん臓機能障がい者通院交通費補助金1万2,000円の増額で、1名分の交通費補助金でございます。

次に、3目自立支援給付事業783万4,000円の増額は、細目介護給付・訓練給付費746万9,000円の増額で、扶助費の就労継続支援A型事業費2,043万2,000円の減額は、やきやまふぁーむさんが4月から事業所A型から事業所B型へ変更したことに伴う減額でございます。

就労継続支援B型事業費1,830万5,000円の増額は、先ほど申しました上段のA型事業所からB型事業所に変更したことに伴う増額でございます。

共同生活援助事業費798万4,000円の増額は、利用者が増加したことに伴う増額で、自立支援医療費（更生医療費）161万2,000円の増額につきましても、利用者が増加したことに伴う増額でございます。

次に、細目地域生活支援事業費36万5,000円の増額は、委託料の移動支援事業委託料36万5,000円の増額で、利用者が増加したことに伴う増額でございます。

次に、4目老人福祉費42万7,000円の増額は、細目老人福祉一般事務費42万7,000円の増額で、需要費の修繕料42万7,000円の増額は、聖光園のガス給湯器と火災通報装置の修繕料でございます。

28、29ページをごらんください。

6目行旅病人及び死亡人取扱費14万6,000円の増額は、細目行旅病人及び死亡人取扱費14万6,000円の増額で、役務費の死体検案書料2万2,000円と葬儀手数料12万4,000円は、見込みを上回ることに伴う増額でございます。

次に、2項児童福祉費、2目児童措置費、補正額はゼロでございますけれども、歳入で先ほど御説明しました子育てのための施設等利用給付の国県支出金18万9,000円の増加に伴う財源構成でございます。

30、31ページをごらんください。

次に、3目母子福祉費1,754万3,000円の増額は、細目児童扶養手当給付事業1,750万3,000円の増額で、扶助費の児童扶養手当1,750万3,000円の増額は、これまで12カ月分を3回に分けて支給していたものを、制度改正に伴いまして1月支給から支給月が2カ月ごとに変更されることに伴う増額でございます。

次に、3項生活保護費、2目扶助費1,453万6,000円の増額は、細目扶助

費 1,453万6,000円の増額で、扶助費 1,453万6,000円の増額は、高齢者の入院が増加したことに伴う医療扶助の増額に伴うものでございます。

32、33ページをごらんください。

次に、4款衛生費、1項保健費、3目保健事業普及費 129万3,000円の増額は、細目母子保健事業 129万3,000円の増額で、委託料の地域健康支援システム改修業務委託料 129万3,000円の増額は、国のデジタル手続法に伴い、乳幼児健診の情報を健診対象者が転居した際に転居先の自治体に確実に引き継ぐことで適切な健診を受診するためのシステム改修業務委託料でございます。

以上が令和元年度の尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の説明でございます。

○三鬼（孝）委員長 ありがとうございます。

議案第95号の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

御発言願います。

○小川委員 31ページの補正予算書の生活保護費のところなんですけれども、生活保護されている方で65歳以上の高齢者の方が何%ぐらい占められているのか。そして、それと、前期高齢者と後期高齢者の割合というのは、どのようなものなんでしょうか。

○内山福祉保健課長 今、詳細の資料を持ち合わせてございませんので、後ほど資料提出させてもらうということによろしいでしょうか。

○小川委員 先ほど言われましたのは、生活保護の方の入院費とかを行ったと言われたんですけど、多分後期高齢者の75歳以上の方のほうが多くなっているように思うんですけども、これからどんどん多くなっていきますよね、入院。その点はどうなのかなというがちょっと心配だったものですから、どんどんふえていくんじゃないかということで。病気になる率というのがかなり高くなると思うんですけど、それ、どうなんですかね。

○更谷福祉保健課主任 生活保護者の入院に関してなんですが、当然年々高齢化が進んできています。それで、今後なんですけれども、生活保護者に関する医療支援、健康管理支援というものを国のほうから方針として現在打ち出されておるものがあります。それに関して、今現在はレセプトを活用した医療保護扶助の適正化というものを行っておるんですけども、それに付随して、それに対しての健康管理支援、重症化対策と同様のようなものになるかと思うんですが、を行っていく予定にはなっています。それに伴って、少しでも医療扶助費を減額できればということは考えております。

以上です。

- 小川委員　　一般質問の中でも少し認知症のところとあわせて触れさせていただいたんですけど、今話題になっていますフレイル、厚労省のほうでも来年あたりからフレイルのチェックをつくってフレイルの健康診断というのが出るみたいなんですけど、そういうサロンを開いてフレイル予防するというのは、今後どのようにされ、計画はされているんですか、一応。どうでしょうか。
- 内山福祉保健課長　　フレイル、虚弱ということでございますけれども、今現在、認知症対策をトータル的に進めるということと介護予防も含めて、そのフレイルにも該当するかと思うんですけどもステップアップ教室というのを開いていまして、もともとそのフレイルを解消するための三つの要素というのは、栄養と運動と、あと、社会参加と言われております。その三つを兼ね備えたということでステップアップ教室を開いておりまして、今、各地区に出向きまして皆さん方に集まっていただいて、そういった運動もそうですし、栄養に対する指導もさせてもらっています。また、そういつて集まっていただくことで社会参加ということも展開できるんじゃないかということを思っています、そのような活動を今後も引き続き行っていきたく、このように考えています。
- 小川委員　　ぜひ予防のほうをしっかりとさせていただいて、先ほど言われたようなこと余りふえないよう、ふえないというか、ふえるのは仕方ないことなんですけど、そのふえる率を少なくしていただきたい、そのように思いますので、要望しておきます。
- 高村委員　　26ページの老人福祉費なんですけど、42万7,000円、火災報知機の修繕とか言っていましたね。ほかに冷暖房の老朽化なんか言ってきていると思うんですけど、それは後になるんですか。
- 内山福祉保健課長　　御入居者の方の居室の冷暖房の取りかえというか改修につきましては年次計画で行っております、毎年2部屋……。
- 川嶋福祉保健課係長　　そうですね、修繕計画に基づきまして、大体2部屋がセットですので、大体8台ぐらいを目安に毎年度修繕を行っております。
- 高村委員　　総計大体何台ぐらいあるの。それで、8台ぐらいやというんでしょう。何年ですの。
- 川嶋福祉保健課係長　　総数はちょっと今すぐ出てこないんですけども、来年度当初予算がつけば、来年度中には全て居室については完了する予定でおります。
- 高村委員　　お願いします。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○南委員 予算書の27ページの今の就労継続支援A型、B型の予算説明あったんですけども、当然皆さん御存じのように、A型というのはね、身障者の方を雇用契約を結ぶ形と、結ばない形がB型ということで、減額と増があるわけなんです。これ、働き方改革に関連するものなのか、それとも、やきやまふぁーむさんの事業料に応じた変更なのかということ。

○内山福祉保健課長 就労継続A型につきましては、そちらのほうに従事されておる方の賃金の最低額の確保というのが必要となってきます。そうすると、当然いろんな仕事も行っていただくということになるんですけども、最低賃金の確保が定められておりますので、その確保がちょっと困難な状況になったということで、B型については最低賃金の価格の下限がないものですから、そういった形でAからB型に変更されると、そういったことになります。

○南委員 働き方改革じゃない、最低賃金を保障する事業料の精算ができなかったので切りかえたということなんですね。わかりました。

それと、今のその上の腎臓障害のプラス1名分という1万2,000円の増額補正なんですけれども、これ、全体的に何名、今やっていますか、通院補助。それだけ。

○福山福祉保健課長補佐兼係長 現在のところ13名でございます。

○南委員 もう市内の透析患者の人はもっとおられると思うんですけども、この13名というのは、どういったあれでした。当然条例に、この規則に基づく支払いなんですけれども、どういう要件の方でした。

○福山福祉保健課長補佐兼係長 補助要綱上、5キロ以上、片道ということで、ほとんど輪内の方が対象になってきます。

○野田委員 小川委員の一般質問にも関係するんですけども、保険者機能強化推進交付金が来年度から国の予算で2倍になるんですけど、ちょっと……。

（「それ、関係ある」と呼ぶ者あり）

○野田委員 その。

（「どこ」と呼ぶ者あり）

○野田委員 その他で。

（「その他言うたら、その他へ入ってから」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 後で。

○三鬼（和）委員 先ほどの南委員の質問に関連するんですけど、あれですか、

このA型からB型ということは、A型だと事業所の持ち分というのかな、負担も大きい中で、就労について訓練等々も含めた中で、そういった意味の変更ではないんでしょうね。そういったところ、調査していますかどうなんですか。できたら雇用体系というのはA型で生活保障も含めたような、障害者の方もできるのであればそういう体系が望ましいというか生活の中で望ましいと思われるんですけど、どうなんですか。きちっとその辺は精査されておるんですか。

○福山福祉保健課長補佐兼係長 正直申し上げまして、その内容までは精査はしていません。ただ、A型からB型に当然事業所を変更するということは県に許認可が必要になってきますので、それをクリアされていますので、実際には見てはいないというふうな状況でございます。

○三鬼（和）委員 時々障害者の方からも仕事ないかなとかという声もかかってくるような中では、生活ということもあって、やっぱり県とも協議して、A型事業所で勤務できるような訓練であるとかそういった対応というのは大事なんじゃないかなと思いますので、その辺はちょっと県とも情報交換していただいて、現状としては、具体的にはどういう形があってB型に変更したのかどうかということ。年齢とかそういうのが出てきて、もうB型の形しかとりようがなくなっていたら仕方がないと思うんですけど、まだまだ30代であるとか四、五十代ぐらいまでだったら、仕事のこととしては変わらないのに、この対応がAからBになったというのはちょっとどうなのかなって思わざるところもないので、よく精査して我々にも具体的な説明ができるようにしていただきたいと思います。

○三鬼（孝）委員長 他に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 ないようでございますので、報告事項に入ります。

2件ほどありまして、尾鷲市プレミアム付商品券事業執行状況についてと尾鷲市第2期子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画（素案）について、2件の報告がありますのでよろしくお願いたします。

○内山福祉保健課長 それでは、その他ということで、プレミアム商品券の執行状況についてということと、それから、第2期子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画の素案につきまして御説明させていただきます。

資料のほう通知をさせていただいて、それぞれ担当のほうから御説明させていただくということにさせていただきます。

○川嶋福祉保健課係長 それでは、プレミア付商品券事業の執行状況について御

説明させていただきます。

1月29日現在なんですが、プレミアム付商品券につきましては、非課税世帯と子育て世帯に分かれております。

まず、非課税世帯につきましては、申請書、恐らく対象と思われる方の送付人数が4,700名、購入引換券、審査を通った方が1,782名、申請率は37.91%となっております。全国平均の申請率ですが、10月25日現在になるんですが、34%となっております。

子育て世帯につきましては、引換券の発送人数は267名となっております。1月29日現在、購入者数は1,499名、内訳としましては、非課税者1,368名、子育て世帯131名となっております。

発行額につきましては、購入、販売した額ですね、3,730万5,000円となっております。5,000円が1冊となっておりますので、これが7,461冊販売した形になります。

使用額につきましては、1,558万7,000円が店舗にて使用されております。使用枚数としましては、3万1,174枚であります。

現在、使用可能店舗数につきましては164店舗、市内にて使用できます。

プレミアム付商品券がある広報につきましては、報道資料7月、10月に報道資料を提供してございまして、あとはホームページですとか市の広報、ワンセグ放送にて広報を展開してございます。

また、店舗ですとかその他の部分につきましては、ポスターのぼりを掲示してございます。また、ツイッターであるとかインスタグラムを使って広報に努めております。

以上でございます。

○三鬼（孝）委員長 説明のとおりでございますけど、何か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 よろしいですか。

○南委員 利用率がわかれば、29市町。

○川嶋福祉保健課係長 昨日、県のほうへ問い合わせたんですけれども、ちょっと県のほうではまだ集計はできていないようでして、全国平均のみとなっております。

○南委員 例えば、紀北町さんやとか熊野、この東紀州地域は把握されていないですか。

○川嶋福祉保健課係長　　ちょっとそこまでは把握しておりませんが、三重県の担当の方に聞きますと、ほぼ全国平均並みという形では聞いております。

○三鬼（孝）委員長　　他に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　　ないようでございますので、続きまして、第2期子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画（素案）について、どうぞ。

○芝山福祉保健課係長　　それでは、資料2、尾鷲市第2期子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画（素案）について御説明申し上げます。資料のほうをごらんください。

子ども・子育て支援事業計画は、平成24年8月に制定されました子ども・子育て支援法に基づく計画として策定するものです。平成27年3月に策定した第1期計画が今年度で終了することから、令和2年度から6年度までの5カ年計画として、第2期計画を策定します。

まず、第2期計画策定に当たっての経緯ですが、平成30年12月に小学生以下の子供を持つ保護者を対象にアンケート調査を実施しました。平成31年2月の尾鷲市子ども・子育て会議では概要説明、令和元年5月には庁内関係各課へのヒアリングを実施し、8月の子ども・子育て会議にて骨子案、11月の会議では素案の検討を行いました。

今後の予定ですが、来年1月にパブリックコメントの実施、2月に子ども・子育て会議で最終案を検討した後、3月議会に上程し、議決後に策定していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

計画書の中身を見ていただく前に、第1期計画と大きく変わったところとしましては、このタイトルにもありますように、子ども・子育て支援計画に母子保健計画を新たに加えたところです。第1期計画の中にも、妊娠から出産、安心して子供を産み育てる母子保健の施策を盛り込み推進してきましたが、明確な位置づけをしておりませんでした。第2期計画では、母子保健を計画の中に位置づけ、妊娠から出産、子育て支援を一貫した計画として子ども・子育て支援事業計画、母子保健計画として策定したいと考えております。

それでは、計画をごらんください。通知します。

まず、目次をごらんください。

この計画は、第1章、済みません。

（発言する者あり）

○芝山福祉保健課係長 申しわけございません。

まず、目次をごらんください。

この計画は、第1章、計画策定に当たってから……。

(発言する者あり)

(「お願いします」と呼ぶ者あり)

○芝山福祉保健課係長 申しわけありません。

○三鬼(孝)委員長 どうぞ。

○芝山福祉保健課係長 では、この計画は、第1章、計画策定に当たってから、第6章、計画の推進までの計6章と資料編で組み立てております。かなりのページ数がありますので、主要部分を中心に説明いたします。

第1章、計画策定に当たっては、計画の趣旨や計画期間、計画の位置づけを、第2章、市の状況は、尾鷲市の人口の推移、人口動態、就業の状況、昨年度に行ったアンケート調査の結果を記載しております。今回は、計画の内容にかかわる第3章、基本理念と基本目標、第4章、施策の展開、第5章、子ども・子育て支援の具体的事業目標を中心に説明していきます。

27ページをごらんください。通知します。

本計画の基本理念……。

いいですか、済みません。

本計画の基本理念は、第1期計画で掲げた将来像を継承し、ともに子育てを支え合うまちづくりとして総合的な取り組みを推進していきます。

29ページの施策体系をごらんください。

基本理念をもとに、四つの基本目標、基本目標1、安心して子供を産み、健やかに育てる環境づくり、基本目標2、子育てと仕事の両立を支援する環境づくり、基本目標3、子供の育ちを支援する地域づくり、基本目標4、子供を守る地域づくりと設定し、それぞれの施策を立てています。

30ページからは、第4章、施策の展開として、具体的な施策を記載しております。

基本目標1、安心して子供を産み、健やかに育てる環境づくりにつきましては、母子保健を中心として施策を展開しますので、健康づくり係、東から説明いたします。

○東福祉保健課係長 それでは、基本目標1につきまして御説明いたします。

30ページをごらんください。

1、妊娠・出産・子育ての途切れない支援の現状と課題につきましては、少子高齢化が進みます本市では、妊娠、出産、子育てを身近に見聞きすることが少なくなり、その一方で、スマートフォンなどの普及により取捨選択が難しいほど多くの情報が氾濫しています。また、核家族も多く、十分な支援体制が整わないまま子育てを行っている家族も多くあります。

このような中、平成30年2月に福祉保健センターに子育て世代包括支援センターはっぴいを設置し、妊娠期から子育て期まで、母子保健のみでなく、家族全体の切れ目ない支援に努めています。

しかしながら、複雑な不安や悩みの中で、相談できる場所がわかりにくい、親子の居場所が少ない等の悩みや課題があり、親子の孤立化を防ぐためにも、今後さらに地域全体で子育てを支える体制を強化し、親子が支援の切れ目に陥ることがない体制づくりが重要となります。

施策の方向としましては、子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援体制を、総合的なサポートを充実してまいります。また、各課連携した情報提供にも努めます。

主な施策としましては、31ページをごらんください。

子育て世代包括支援センターにつきましては、研修を終えた母子保健コーディネーターが母子手帳交付時より中心となり面談し、個別支援を開始いたします。

3番にあります子育てサポーターの育成と活動支援につきましては、地域の子育て支援リーダーであるサポーターを育成し、市とともに親子の居場所づくりを実施することで、地域の中で子育てを支える関係性を築きます。

続きまして、32ページをごらんください。

2、安心して妊娠・出産できる環境づくりです。

本市は、1人の女性が生涯で産む子供の数を示す合計特殊出生率は三重県の平均を上回っておりますが、出生数は多少増減はしているものの、減少傾向にあります。このような中、妊婦や子育て世代との交流が少ないのが現状であり、情報の提供等の充実が必要となります。

本市におきましては、妊娠中の健診をおおむね網羅する14回分の健診の費用を助成しており、健診の結果に応じ、訪問等の支援をしております。

また、産後は産婦の全戸訪問や、尾鷲総合病院において実施しております産後ケアにより、産婦の心身への支援体制を整えております。

しかしながら、出産後、心身の回復が完全でない状態で始まる育児の中での産婦

の心身の状態を把握し、支援が必要な産婦を早期に発見するための体制に課題があります。今後、産婦健診と医療機関と連携した取り組みが必要となります。そのため、施策の方向性としましては、産婦を取り巻く環境を把握し、保健、医療、福祉のみでなく、産婦の働く職場と連携した支援を目指します。

主な施策としまして、33ページをごらんください。

(2) から (5) にありますように、妊婦健診を活用しました家庭訪問等の個別支援の充実を図ります。

また、34ページ、(7) にありますように、産後2週間から始まります産婦健診等の実施体制を整えることを目指します。

35ページをごらんください。

3、健やかな子供の発育・発達の支援の現状と課題につきましては、子供の健やかな成長のために、家庭においては、愛着形成に加えて、生活習慣の獲得が心身の発育、発達のために重要となります。本市におきましては、妊娠中より語りかけの大切さや食育の支援を開始しております。

さらに、子供自身の育ちにより発育や発達に偏りがあり、親や子が困り感を抱くことがあり、乳児家庭全戸訪問や乳児健診等により支援が必要な親子を早期に発見し、保健、医療、福祉、教育が連携した支援が重要となります。

本市におきましては、平成30年度に子育て支援係が新設されましたことにより、子育て世代包括支援センターが健康づくり係、子育て支援係で構成されたことで多職種の職員が配置されており、ワンストップで相談支援を開始できる体制を整えております。

施策の方向性としまして、子供の成長の基盤となる家庭における愛着形成、生活習慣の獲得のための子育て支援をするとともに、地域全体での親子に寄り添い、子供の成長、発達、子育ての困り感への支援を目指します。また、親となることを視野に入れ、健全な成人期を迎えるための思春期への支援にも努めます。

主な施策としましては、36ページから37ページに記載のとおりです。

新生児期から思春期までの事業を進めます。

38ページをごらんください。

以上の内容につきましては、国、県の計画に歩調を合わせ、尾鷲市の指標を設定し、評価を行い、計画を推進いたします。

以上です。

○芝山福祉保健課係長　　続きまして、39ページをごらんください。

基本目標 2、子育てと仕事の両立を支援する環境づくりとして、1、多様な保育・教育ニーズに対応するための支援について説明します。

現状と課題として、核家族化や女性の社会進出による共働き世帯の増加などにより、さまざまな保育サービス、子育て支援サービスの需要が伸びています。本市では、矢浜保育園、尾鷲第三保育園、尾鷲第四保育園など、保育施設の整備とともに、延長保育や障害児保育、ファミリーサポートセンター、一時預かり事業などを実施し、子育て家庭を支援しております。

今後の施策の方向としましても、多様化する職業形態や勤務状況に対応するとともに、個々の子供の状況に応じた保育サービスの充実に図っていきます。

主要施策としましては、記載のとおりです。

4 1 ページ、2、ともに子育てを担い、生活と調和した働き方の実現に向けた取り組みの推進についてです。

現状と課題ですが、価値観の多様化など男女を取り巻く環境が変化する中、人権を尊重し、性別に関係なく個性や能力を発揮し、多様な働き方が実現できる環境づくりが求められています。子育てなど、さまざまな時間制限を持つ人が、安定した雇用の上に仕事と家庭のバランスがとれた働き方を選択できるよう、いわゆるワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。

施策の方向として、男性の育児参加の促進や多様な働き方の実現のため、国の制度である育児、介護、休業の制度の普及、啓発や、ワーク・ライフ・バランスを促進するため、その普及に向けた支援を努めます。

4 3 ページ、3、子供を持つ家庭への経済的支援についてです。

子供を産み育てることに対する負担感はさまざまありますが、出産、育児、教育、医療など、子育てにかかる費用は家計を圧迫するなど、経済的な負担が少子化の一因とも言われています。本市においては、平成 3 0 年度から子ども医療費の対象者を中学生までに拡大し、令和元年 9 月からは未就学児の窓口無償化を実施しています。

今後も国や県の動向を踏まえ、主要施策のとおり、子育て家庭への経済的支援の充実に図っていきます。

4 4 ページからは、基本目標 3、子供の育ちを支援する地域づくりとして、1、乳幼児の交流の場づくりですが、本市では子育てを担う親が親同士の交流や親と子供の交流の場を通してリフレッシュできるよう、地域子育て支援センター、ちびっこひろばを中心に、さまざまな交流の場を提供しています。

施策の方向としても、子育てを担う親が、地域子育て支援センターなどの活動や保育園や幼稚園の園庭開放などを通して、交流や相談の機会を提供していきます。

46 ページ、2、小学生の居場所づくりですが、近年の女性就業率の上昇などにより共働き家庭の児童数の増加が見込まれる中、共働き家庭が直面する小一の壁を打破する観点から、放課後の子供の居場所づくりが求められています。本市では、わんぱくクラブ、くれよんの2カ所で放課後児童クラブを実施しています。

また、全小学校区を対象に、放課後子ども教室いきいき尾鷲っ子を実施しています。今後も安心安全に過ごせる事業の継続を図ります。

47 ページ、3、子供の遊び場等の確保・充実についてです。

子供の身近な遊び場である公園の遊具等の日常点検や修繕の実施、既存の公共施設である体育館やグラウンド、中央公民館や福祉保健センターなど、親子が気軽に集える場所を開放しています。

施策の方向として、公園の遊具の充実、点検、管理に努めるとともに、安全で利用しやすい公園づくりに努めます。また、公共施設の開放を進め、親子が気軽に利用できる場の提供を進めます。さらに、子供たちが参加しやすいイベントや講座を開催して、さまざまな交流できる機会の場を提供します。

49 ページをごらんください。4、子供の生きる力を育む教育環境づくりです。

核家族化の進行や身近に祖父母がいない、兄弟数の減少、近所の人々との交流の減少などで家庭における子育て力の低下が見られます。

施策の方向として、あらゆる機会を通して家庭教育力の向上を支援するとともに、幼稚園や保育園、小学校との連携強化を図ります。支援を必要とする子供の確かな学びと豊かな育ちを支援していくため、小中学校での指導体制の充実を図ります。

5、子育てを支援する地域づくりでは、子ども会やスポーツ少年団の活動を支援するとともに、ボランティア活動の活性化を図ります。

52 ページの基本目標4、子供を守る地域づくりについて説明いたします。

1、子供の人権尊重と児童虐待の防止ですが、妊娠期から子育て期は、子育てに対する不安やストレスなど精神的に不安定になることがあるため、身近な場所で早くから相談できる体制を整えることが重要です。子供を守る地域ネットワークである尾鷲市要保護児童対策地域協議会の連携を強化し、複雑多様化する児童問題の未然防止や、児童虐待発生時の迅速で適切な対応に努めます。

主要施策として、現行施策を続行しますが、53 ページの4に記載しております子供に関する専門的な支援の実施など、児童虐待防止の中核となる子ども家庭総合

支援拠点の設置に向けても検討していきます。

2、発達に支援が必要な子供への施策の推進についてですが、発達支援は、発達のおくれが判明してから支援を開始するのではなく、気になる段階から子育て支援と関連づけて発達支援を進める必要があります。特別な支援をする子供の健全な発達に向けて、個々の発達や障害に応じた相談支援体制や療育体制、福祉サービスなどの保健や医療、福祉、教育などの連携を強化して、総合的な支援に努めます。

主要施策としては、相談支援体制の充実、発達におくれのある子供の療育、支援の拠点となる児童発達支援センターの設置を検討します。

発達支援ネットワークとして、福祉、保健、教育の職員がチームを組んだチーム尾鷲として、保育園や幼稚園、小学校を巡回して、途切れのない支援を目指します。

そのほか、55ページに記載の事業に取り組みます。

56ページ、3のひとり親家庭への支援ですが、ひとり親家庭は増加傾向にあることから、国や県の動向を踏まえ、ひとり親家庭の経済的負担軽減を図り、自立した生活を支援するため、母子、父子、寡婦、福祉資金の貸し付けや、日常生活の支援や就業などの支援に努めます。

58ページの4、経済的困難を抱える家庭への支援につきましては、国では子供の貧困対策の推進にかかわる法律が制定され、三重県でも子供の貧困対策が策定しておりますが、尾鷲市におきましては、子育て支援事業を通して国や地域が共同して経済的困難を抱える家庭への支援を図ります。

59ページをごらんください。

5、子供の安全と安心の確保ですが、交通安全を初めとする防犯対策、防災対策の充実を図るとともに、道路など安全な生活空間の確保を進め、子供や親が安全安心して暮らせる環境づくりに努めます。園児の散歩中に車がぶつかった滋賀県の事故もありまして、国ではキッズゾーンの整備を推奨しており、尾鷲市においても検討していきます。

61ページをごらんください。

第5章、子ども・子育て支援の具体的事業目標として、下の図にもありますように、子ども・子育て支援法による子ども・子育て支援給付と、地域子ども・子育て支援事業のそれぞれの事業につきまして、計画期間中の量の見込みと確保の方策を定めることになっていることから、児童人口の見込みやニーズ調査、国の基本指針を踏まえて、各年度における計画を記載しております。

主なものを説明いたします。

63ページをごらんください。

幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の方策ですが、まず、認定区分について説明します。

63ページの表にあります中に1号認定という表記があります。1号認定とは、幼稚園の利用を希望する満3歳以上の子供のことです。2号、3号認定とは、保護者の就労や疾病などによって家庭での保育が困難な子供のうち、満3歳以上を2号認定、満3歳未満を3号認定といたします。どちらも保育園の利用する子供が当たります。

64ページからは、それぞれ1号、2号、3号認定の量の見込みと確保の内容、平成27年から30年度までの実績を記載しております。

64ページの、幼稚園を希望する1号認定の実績は、ページ下の表になります。平成27年度は32人の利用から、平成30年度は29人となっております。

その一つ上の表には、来年度以降の見込みの表を記載しております。令和2年度は利用を希望する数である①量の見込みは16人、3年度は15人、4年度は11人、5年度は9人と見込んでおります。量の見込みに対して受け入れ可能な数である②確保の内容は、定員の数でもある65といたしました。

65ページからは、保育園利用の2号、3号認定の量の見込み、確保の内容、実績を示しております。2号認定について説明しますと、利用実績は、平成27年度は303人から平成30年度は219人と、児童人口の減少によって保育園を利用する数も減っております。これらの状況を鑑みて、量の見込みを立てております。量の見込みよりも確保できる内容が多いと見込んでおります。幼稚園を希望する1号認定、保育園を希望する2号、3号認定とも、計画期間中の利用が見込まれる量を確保できると見込んでおります。今後も供給体制の確保に努めます。

67ページをごらんください。

67ページからは、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容を記載しております。

利用者支援に関する事業につきましては、平成30年2月に母子保健型の子ども・子育て世代包括支援センターはっぴいを設置したことで、量の見込み、確保の内容ともに1カ所となっております。

この後、たくさん事業が出てくるのですが、利用者支援に関する事業など利用が見込める量を確保できるものもありますが、70ページの子育て短期支援事業、75ページの病児・病後児保育事業につきましては、本市においては提供できる施設

がなく、未実施の状況です。今後は、未実施のものにつきましては、保護者のニーズを把握し、実施に向けて検討していきたいと考えております。

説明は以上です。

- 三鬼（孝）委員長　ただいま説明を受けましたけれども、かなりのメニューがありますので皆さんにお諮りしたいと思いますけれども、集中審議というようなことで3月議会に提出されるんですよね。ですから、3月議会前にこの件について委員会を開いて審議いたしたいと思いますが、どうでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 三鬼（孝）委員長　よろしいですか。

そのようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

野田委員、その他の御意見、何かありました。

- 野田委員　その前に、この全体的なのにしてください。

- 三鬼（孝）委員長　いや、もう、これはもう後でやってください。

- 野田委員　その他で。

今、具体的なあれがなかったらよろしいんですけども、ちょっと小川委員が一般質問で保険者機能の強化推進交付金についてという、あったんですけども、その中で僕ちょっと気になるのは、交付金が平成31年度、国の施策で200億円から来年度予算では400億円って倍増になるわけなんです。それで、その中で、尾鷲市が、市町村29の中の25位の287万5,000円ということを言われたんですけども、これについての施策というのは来年度に向けて考えているかどうか。また、考えていなかったら考えていないでよろしいんですけども、それだけちょっとお聞きしたい。

- 内山福祉保健課長　財政的インセンティブの交付金につきましては、各市町、尾鷲市、紀北町と、それから広域連合が、自己採点というか評価しまして、県に報告して点数がつけられてくるというものでございまして、その項目については十数項目ございまして、その結果、287万5,000円という結果になったわけですが、特に尾鷲市として今後力を入れていく必要があると考えている部分につきましては、介護給付の適正化であったりとか介護人材の確保、それから、高齢者の自立支援、重度化の防止など、そういった点について今後一層重点を置いた取り組みをすることによって、今後この交付額の増加について努力していきたいと、このように考えています。

- 野田委員　そういうことで、またよろしく申し上げます。ありがとうございます。

した。

○三鬼（孝）委員長　　よろしい。

○楠委員　　済みません、次回にまたこの集中審議をやるということなので先にちょっとお願いしたいんですけど、文言の中に充実を図る、支援を進める、検討する、体制づくりをするという言葉を使っているんですけど、これの一覧表をどういうふうに考えているのか、次回までに準備しておいてください。

○三鬼（孝）委員長　　課長、よろしい。

○三鬼（和）委員　　1点、税制の面で、シングルマザーというのか独身で子供を持たれる方の税制の優遇のことで出てきておりまして、多分国もこういうことになると、シングルマザーの家庭での存在というのか、それがして、今後とも、今、ひとり親家庭が多いのと同時に、北欧みたいに、そういったような形が社会福祉で認められるとちょっと世の中変わってくると思うんです、日本も。そういったことも踏まえて今回のいろんな文言とか、今回のそういった方の子育ても含めて、支援も含めて、もうきちっと入られておるのかどうか。そのときになったら、そういった軸とかを見直さなくちゃいけないのかどうかということもあろうかと思うんですけど、次に我々するときに、その辺もきちっと対応できるようにしていただきたいと思います。

○三鬼（孝）委員長　　よろしいですね。これで福祉保険課の審査を終わります。御苦労さんです。

10分間休憩します。

（休憩　午前11時07分）

（再開　午前11時17分）

○三鬼（孝）委員長　　休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

続きまして、環境課の議案第75号、議案第95号の審議をしていただきたいと思います。

皆様にお諮りをいたします。

市民の方が1名、傍聴希望いたしておりますけれども、許可してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　　許可いたしますので、入場を認めます。

それでは、議案第75号の説明を求めます。

○竹平環境課長 環境課です。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、環境課につきましては、議案第75号と議案第95号、2議案でございます。

資料に基づいて御説明をさせていただきます。

資料の1ページをごらんください。

尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例案と施行規則の案の二列表記とさせていただきます。

なお、尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則でございますが、これについては現在まだまだ精査中であるということで御了承いただきたいというところでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、まず、第1条、目的でございますが、「この条例は、土砂等の埋立て等に関する市、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者及び土地の所有者の責務を明らかにするとともに、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂等の埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。」ものでございます。

第2条といたしましては、この条例で使用する用語の定義を定めるものでございます。各号において、第1号では土砂等、第2号においては改良土、第3号においては再生土、第4号においては埋め立て等、第5号においては埋め立て等区域、第6号においては土砂等を発生させる者をそれぞれ定義として定めてございます。

第3条から第6条にかかりましては責務を明確化するものでございまして、第3条は市の責務、これは、「市は、災害の防止上及び生活環境の保全上支障が生ずるおそれのある土砂等の埋立て等が行われぬよう必要な施策を推進するものとする。」。

第4条においては、土砂等の埋め立て等を行う者の責務、第5条においては、土砂等を発生させる者の責務、第6条においては土地の所有者の責務をそれぞれ責務を明確化するものでございます。

2ページ目をごらんください。

第7条、土砂基準でございます。「埋立て等に使用される土砂等が土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準は、環境基本法第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境基準に準じて規則で定める。」ものとしてございます。これにつきましては、右表記第5条、施行規則の土砂基準といたしまして、この別表第1に定める予定をしております。

3 ページをごらんください。第 8 条でございます。

第 8 条は、土砂等の埋め立て等の許可とすること、許可を要するのは 1,000 平米以上 3,000 平方メートル未満とし、各号にて許可を要しないものを定めております。

第 2 号においては、土地の造成その他の事業の区域において行う土砂等の埋め立て等であって当該事業の区域において採取された土砂等、4 ページにございますが、のみを用いて行うもの。第 3 号においては、「国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土砂等の埋立て等」ということで、以下各号のとおり許可を要しない者を定めております。

右表記の規則第 8 条、許可を要しない土砂等の埋め立て等の第 6 号をごらんください。土砂等の埋め立て等の高さが 1 メートル未満の土砂等の埋め立て等として、1 メートル以上は許可を要することを規則で定めていきたいというふうに考えております。

5 ページをごらんください。第 9 条でございます。事前協議として、「埋立て等許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該土砂等の埋立て等について市長と協議しなければならない。」ことを定め、右表記規則の第 9 条事前協議として、土砂等の埋立て等事前協議書を提出して行わなければならないとしております。この事前協議書には、次に掲げる書類を添付することを定め、1 号においては、説明会開催計画書、2 号においては、埋め立て等区域、また、位置図、現況平面図及び現況断面図等。また、5 号においては、土砂等の埋め立て等に使用される土砂等の量の計算書、6 号においては、その搬入に関する計画、また、9 号においては、土砂等の埋め立て等が施工されている間における埋め立て等区域外への土砂等の崩落、飛散または流出による災害を防止するために講じる措置を明らかにした書面。また、11 号においては、土砂等の埋め立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書、以上の添付を義務づけしていきたいというふうに考えております。

条例の左表記第 10 条、土地の所有者の同意でございますが、これは許可申請をしようとするものは、あらかじめ土砂等の埋め立て等を行う土地の所有者に同意を得なければならないこととしております。

6 ページをごらんください。

第 11 条でございますが、周辺地域の住民等への周知といたしまして、当該許可の申請に先立って、規則で定めるところにより、埋め立て等区域の周辺地域の住民

等に対し申請書の内容を周知させるための説明会を開催しなければならないことを定めております。

2項においては、申請の内容について、周辺地域の住民等は、当該申請予定者に対し、意見書の提出によりこれを述べるができることを定めております。

その規則でございますけれども、第11条において、「周辺地域は、埋立て等区域の隣接地、埋立て等区域の属する自治会に係る区域」ということを定めてまいりたいと考えております。

条例左表記の第12条でございますが、許可の申請の手続ということで、「埋立て等許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。」とし、第1号において、氏名、住所及び生年月日、2号において、土砂等の埋め立て等の目的、次ページになります、7ページでございますが、3号において、埋め立て等区域の位置及び規模、第4号において、土砂等の埋め立て等の施工管理する事務所、また、6号においては、使用される土砂等の量、7号においては、その期間、また、8号においては、完了時の埋め立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状、また、9号においては、搬入に関する計画、10号においては、埋め立て等区域外の排水の水質調査を行うために講ずる措置、11号においては、土砂等の埋め立て等が施工されている間における埋め立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び埋め立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置としております。

第2項におきましては、「埋立て等区域外への搬出を目的として土砂等の埋立て等が行われるものについて」ということで、この2項において一時堆積における申請手続を定めているところであります。

右表記、規則第12条の3号に条例第12条第3項の規則で定める書類を定めており、12号を見ていただきたいと思いますが、「埋立て等区域内の土壌土砂の汚染状況についての調査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図、現場写真、当該採取した試料ごとの調査試料採取書及び当該調査の結果を証する書面」ということで、今これが現在検討をまだしておるところでございますが、埋め立て区域の土壌調査をあらかじめ申請書に添付することを規則で定めていくかということは今議論しているところでございます。今、こういうふうな形で予定はしております。

第23号において、「土砂等の埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達書」、また、8ページ、アにおいて、申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書等。また、イ、個人である場合においては、資

産に係る調書、また、ウ、資金を自己資金で調達する場合にあっては金融機関の預金もしくは貯金の残高を証明する書面、また、借入金で調達する場合にあっては金融機関の融資を証する書面とし、確認事項を定めていきたいと考えております。

左表記、条例第13条、隣接市町村への通知といたしまして、「市長は、埋立て等許可の申請があった場合において、災害の防止上又は生活環境の保全上関係のある市町村に対し、必要に応じ、その旨を通知することができる。」と定めてまいりたいと考えております。

第14条、許可の基準等。これは、埋め立て許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、埋め立て等許可をしてはならない事項を定めるものであり、9ページをごらんください。

第2号、「申請者が当該申請に係る土砂等の埋立て等を的確に、かつ、継続して行うに足る資力を有しないことが明らかな者でないこと。」。

第5号においては、「土砂等の埋立て等が施工されている間、当該申請に係る埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上必要な措置が講じられていること。」。

第6号においては、3行目以降ですが、「当該申請に係る埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める形状及び構造上の基準に適合するものであること。」ということを決めていき、規則は、8ページに戻りますけれども、規則の第14条として、形状及び構造上の基準を決めていきたい。この別表第2で定めることとしております。

10ページをごらんください。

10ページに別表第3として、これが一時堆積の構造上の基準として、1項において土砂等の埋め立て等の高さが5メートル以下であることということで決めてまいりたいと考えております。

左表記、第15条においては、変更の許可等をここに定めるものであり、11ページをごらんください。

第16条、土地の所有者への通知として、これを書面で通知しなければならないことを定め、第17条においては、土砂等の埋め立て等の着手の届出を定めております。

第18条においては、土砂等の搬入の報告として、許可事業者は、当該許可に係る埋め立て等区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定める、12ページになります、ところにより、当該土砂等の発生場所及び当該土砂等の汚染のおそれ

がないことを確認しなければならない。2項として、この結果を市長に報告しなければならないことを定めております。

これにつきまして、11ページになりますが、右表記の規則第19条、土砂等の搬入の報告を定めております。

この12ページのほうで説明をいたしますが、発生場所の確認は、「当該土砂等の発生場所ごとに、土地の所有権その他の権限に基づき当該土砂等を発生させる者が発行する土砂等発生元証明書により行わなければならない。」。

また、2項において土砂等の汚染のおそれがないことの確認は、当該土砂等の発生場所ごとにこの調査の結果を記載した書類として確認をしていきたいということで考えております。

まず、4項においては、条例第18条第1項の規定による土砂等として、土砂等の発生場所以外の場所において処理される改良土又は再生土については、この確認は、この当該土砂等が適正に利用できるものとして、1号、三重県リサイクル製品利用推進条例の規定による認定に係る書類、2号、都道府県及び市町村が定めた改良土地または再生土の適正利用に関する条例の認定等に係る書類等により確認をしていきたいということで、今現在調整をしているところでございます。

左表記、第19条でございますが、土砂等管理台帳の作成として定め、第20条において、土砂等の埋め立て等に使用した土砂等の量の報告を定めております。

そして、13ページになります。

第21条として、水調査等、「許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂等の埋立て等を施工している間、定期的に、当該許可に係る埋立て等区域外への排水の水質調査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。」とし、2項において、「当該許可に係る土砂等の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等区域外への排水の水質調査及び埋立て等区域内の土壌の汚染状況の調査をし、その結果を市長に報告しなければならない。」と定めております。

また、規則、右表記になりますが、第22条の水質基準として「土砂等の埋立て等を開始した日から6月に1回」、これは、これまで定期的にとということで1年に1回ということで報告をさせていただいておったところですが、今、これも検討はしているということで、今は6月に1回ということで調整をしております。「市長が指定する職員の立会いの上採取した試料について、別表第4の左欄に掲げる有害物質の種類ごとに、それぞれ排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定め

る排水基準に係る検定方法の規定に準じて行わなければならない。」とし、下記の別表第4において定めてまいりたいと考えております。

14ページをごらんください。

第22条の標識の掲示等を定め、第23条においては、関係書類の閲覧等について定めるものでございます。

15ページをごらんください。

第24条でございますが、土砂等の埋め立て等の完了等の届出等として、「当該許可に係る土砂等の埋立て等を完了し、廃止し、若しくは休止し、又は休止した土砂等の埋立て等を再開したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。」としております。

また、第25条で地位の承継を定め、16ページになりますが、第26条で命令を定めております。市長は、埋め立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、許可事業者に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、「又は相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。」と定めています。

第27条においては、その許可の取り消し等を定め、17ページになりますが、第28条でございますが、第28条では土砂等の埋め立て等に係る土地の所有者の義務を定めるところでございます。

第29条においては、その土砂等の埋め立て等に係る土地の所有者に対する勧告及び命令として定め、勧告、また、命ずることができるということを定めてまいります。

第30条においては、土砂等搬入禁止区域の指定でございますが、土砂等の埋め立て等を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがある、これ、18ページになりますが、があると認められる場合であって、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、「当該埋立て等区域及びその周辺の区域を、6月を超えない範囲で期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域として指定することができる。」と規定を定めてまいりたいと考えております。また、4項においては、区域の指定の期間が満了する時点において、再度同項の規定により土砂等搬入禁止区域として指定することができる項目を定めております。

第31条において、その土砂の搬入の禁止を定めるものでございます。

また、第32条においては、その解除を定めてまいりたいと考えております。

第33条においては、報告の徴収及び立ち入り等の規定を定めており、第34条

の公表については、市長は、第26条又は第27条第1項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた者の氏名、19ページになりますが、または名称、住所及び当該命令の内容を公表することができるという定めを定めてまいりたいと考えております。

第35条においては、許可等に関する意見聴取等として、尾鷲警察署長の意見を聞くことができることを定めております。

第36条については規則への委任事項を定め、第37条から、これは次ページにまたがりませんが、41条までが罰則規定を定めるものでございます。

20ページをごらんください。

第42条でございますが、ここで両罰規定も定めてまいります。

そして、附則でございますけれども、施行期日はこの条例は令和2年4月1日から施行することとしたいと考えており、この経過措置として、この条例の公布の日から起算して1年を経過する日までの間は経過措置を定めてまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○三鬼（孝）委員長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました議案第75号につきましては、11月21日の行政常任委員会で事前に審議をいたしておりますので、その辺を踏まえて御発言願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○三鬼（和）委員 ちょっと、誤字だと思うので。

○三鬼（孝）委員長 誤字。

○三鬼（和）委員 はい。8ページ、お願いします。

課長のほうから、一番上のアのところなんですけど、賃借対照表と読んだので確認すると、これ賃借対照表だと。賃と貸と間違っておるもので。また、資料でも間違いやもので。

（「申しわけない」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員 読み方も賃借って読んだもので、賃借対照表のことやね。それだけ。

○三鬼（孝）委員長 どうぞ、御質疑ある方、御発言願います。

○高村委員 1点だけお願いします。土砂を許可する上で、業者から数値を出さすわけですよ。それで判断するんですけど、一番大事なことは、市でも調査、検査して出さなあかんと思うんです。それが抜けておるように思うんですけど、するんで

すか。

○竹平環境課長　これについては、業者が調査をするということで、基本的に市としてまずやっていく部分については、水質調査の部分で軽い検査のできる部分については、それは必要に応じてやっていきたいというふうに考えております。

また、土壌を確認する書類でございますけれども、きちんと発生場所から、そういった土壌のどこで調査をしたかということも出させて、うちのほうは確認をしてまいりたいというふうに考えております。

○高村委員　土壌というのは、現物あるんやでね、土壌を調べなあかんと思うんですよ。どうでしょうか。それをせな。やっぱり信じられんということじゃなしに、それをしたら市民らが安心するんじゃないですか。

○竹平環境課長　今の現時点の中では、業者さんにそういった証明をきちんと出していただいたことによって安全なもの確かめていきたいと。また、最後の完了したところにおいては、きちんとその場所での状況は、立ち会いのもと、その資料に基づいて行いたい。それと、途中の期間においては、今、6カ月に1回と考えておりますけれども、水質調査を行った上で報告を受けたいというふうにしております。

○高村委員　しつこう言うようやけどね、市民を安心にさすにはね、やはり自分らで調べて安全だという判子を押さなだめじゃないんですか。これ以上言わへんけど、ほかの委員さんにも聞いてください。

○奥田委員　ちょっと確認なんですけれども、この3ページの8条とかありますよね。この規制面積が1,000平米以上のところを規制していくということで、県は3,000平米ですね、この辺の規制面積の差はありますけれども、今回県もね、12月議会、これ、上程なんでしょう。やっぱり県の条例にもほぼ準拠したような形ということで、理解でいいんですか。

○藤吉副市長　準拠といいますか、県の条例と連携した条例だというふうにお考えいただいたほうがいいと思います。そういう連携した理由としましては、尾鷲市として県に対してこういった土砂を規制する条例をつくってくれということで要望させていただきまして、県がなければ市もつくろうということで検討した中で、県が土砂条例というのをつくっていくということでたまたまタイミングが合いましたので、その辺のつくっていく方向性とかそのあたりは協調させていただきながらやらせていただいた。

そして、あと、県が今回条例をつくっておりますけれども、県の条例と今並行で

すけれども、県が条例をこのまま制定されれば、尾鷲市の条例が県の中での市町での条例の1号目という格好になりますので、県と連携した条例としてモデルケースに今後県内で行っていく市町の条例のモデルケースになってくるんじゃないかということ。そして、あと、さまざまな、例えば市の境界に係るような事業の中では、私どもも隣接市町との連携ということを考えておりますけれども、そういった中で調整ということで、県と連携していくほうが非常に得策ではないかということ、こういった格好で、県との連携というのを今回条例を検討していく中では一番一つの重要な項目だという格好で考えて、面積要件についても、県が3,000平米以上ということに対して、市は1,000平米以上から3,000平米未満という格好での連携した規制要件ということを考えて作成しております。

以上です。

○奥田委員 わかりました。

連携をされたということで、これはこれで私はかなり評価したいと思っているんですけど、だから全部もう反対するつもりも全然ありませんし。

ただ、一つ思うのは、今、副市長言われたように、これ、市町でつくるのは、紀北町さん、3月、つくられましたよね。伊賀市さんもその前につくられていますけれども、この8条のところにあるように、許可制じゃないですよ、届け出制なんですよ。だから、そういう意味では、副市長言われたように市町でつくる、この土砂条例、三重県では1号目、モデルケースになるんやと思いますけど、ですので、私もちょっとどっちがいいのかわからないんですけど、例えば、例えばじゃないけど、7月にね、4人の議員の方と1人の議員の方が、7月でしたよね、申し入れをしていますよね。僕はちょっと参加していないんですけど。その申し入れの案の条例案を見ますと、県外からの持ち込みをやめたらどうかとか、それは規制面積も1,000じゃなくて500だったかなということだと思んですけど、500平米以上を規制しましょうと。それから、1年の経過措置、そんなのも入っていませんし、それから4人の方がやられた中には崩落した場合の補償金を出してもらったらどうですかというような提案もありましたよね。今、関東圏なんかはかなりいろんなもう、もう規制の面積にしたって、もうゼロとか、ちょっとでも規制しようというね、もう500ではなくて、ちょっとでもやる場合は規制しようというような流れがあって、県外から持ち込む、当然のような形で条例制定していますよね。ですので、今回のようにね、県がつくるからそれに連携、準拠、僕は準拠やと思うけど、連携する形で、ただ準拠、テーマつくればええという考え方でね、やっぱりせっかくつ

くるんだから先進地のことも加味しながらね、ある程度いいもの、モデルケースというんだらもっとええものをつくりましょうというような考え方もあると思うんですよね、議員の皆さんの中にね。その辺のところは執行部としてはどのように思われますか。とりあえずやっぱり県に準拠してつくったらええというような考えでこれを出されたということでもいいのかな。

○竹平環境課長　　奥田委員言われるように、これについてはこれまでも言われております。同じようなことを言われておるとい認識でおります。

それで、この件については、どうすべきかという、その議員さんが提案された部分との違い点ということで、ある程度市の中でも協議をし、それについては、やっぱり県とも同じように連携をする形の中で今回初めての許可ということの条例をつくっていく中では、やはり連携した中でやっていきたいということがまず1点ございます。

ただ、当然、委員さんたちが言われるように、今後この条例の施行後においても効果的な規制が行われるような検証は当然必要であるというふうには考えておりますので、そういったことも含めて今後また検討は当然しなければならないというふうには考えておりますが、今現時点では県と連携をするような形で進めさせていただきたいというふうに執行部では考えております。

○奥田委員　　執行部の考えはよくわかるんですけど。だから、僕もどっちがいいのかなという感じで、両方考え方があると思うんですよね。

この前は、12月8日やったかな、紀北町で講演会があったんですよ、この土砂条例の件でね。有名な畑先生ね、環境学会の元会長の畑先生と、もう2人の方、3名の方が講演していましたが、その中で私もちょっと知らなかったけど、1989年、30年前にもう千葉県ではこの土砂条例つくっているんですよね。だから、そういう意味では、やっとなら三重県でももうできてくるのかなという印象を持ったんですけど。それでね、ある方が言われていたんですけど、まだまだ今の条例では不十分だというようなことを言われておったんですよね。というのは、例えば、これ、10ページかな、土砂等の高さ、もう規則のところでは5メートル以下とか規制するじゃないですか。でもやっぱり崩落が結構各地で起こっているし、その補償をどうするか。やっぱり崩落が起こった場合ね、行政の負担というのはやっぱり各市出てきているというようなことがあるので、やっぱり供託金を積んだりとかね、補償金というのは必要じゃないかというような意見もありましたし。それと、もう一つ僕がちょっと印象に残ったのは、やっぱり、谷への土砂を持っていくというのね、や

っぱり谷というところは、もともと水が通るもんだから谷になっておるわけじゃないですか。そこへのやっぱり規制をもっと厳しくすべきじゃないかというのは言われている講演者の方いましたけれども、だから、そういう意味では、まだまだ今の先進地でもまだ不十分なところがあるということだもんで、もうせっかくつくるならね、もっと先進地の本当つくったらどうかという考え方もあると思うんやけどね。執行部がそうやって言われるならしようがないんですけど。その辺、どう。検証していくという話がありましたけど、担当課としてはどう思っていますか、その辺は。とりあえずやっぱりつくったらええというような、ちょっと失礼な言い方かもしれんけどね。

○竹平環境課長 決してつくればよいというものではございませんし、やっぱりよいものをつくっていかなければならないということは、各課連携しながら当然検討してきた中でございます。

一応これまでのそこに対する意見については回答させていただいているとおりでございますけれども、当然ほかの先進地においても条例はいろいろと改正されている部分も確かにございます。そういったものもきちんと本市においてどのような状況になるのかということも含めて、今後、当然規則等定めておりますので検証しながらいろいろと検討はしていくことになるというふうには考えております。

○仲委員 関連ですけど、ただいま条例については県と連携した条例ということで、確認ですけど、規則、今回出てきたわけですけど、規則についても県と連携した規則という理解でよろしいですか。

○竹平環境課長 規則については、まだまだ精査しなければならない点が多々確かにございます。それで、今実際に三重県と連携をしていきたいということで当然考えておりますので、これから三重県のほうの規則との整合性も踏まえて、再度ここについては検討していくことに。大まかな部分についての考え方はほぼこれでよいと思いますが、細かい部分の点とかそういったことについて整合性をとっていききたいというふうに考えております。

○仲委員 連携という言葉使うておるんですけど、県と協議をしたと、していくということでもよろしいですね。

○竹平環境課長 言葉として申し上げられませんが、協議をさせていただいてということでございます。

○仲委員 そうすると、県条例が12月に制定されて、このまま尾鷲市も12月で条例が可決されると、具体的には1,000平米から3,000平米、2,999

かわらん、3,000平米までは市の条例で対応すると。3,000平米以上は県条例で対応すると、そういう理解でよろしいですか。

○竹平環境課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○楠委員 私が、お願いというより今話したいことは奥田委員がほとんどしゃべっているんですけど、先ほど回答の中に、このモデルケースとして県と連携していきたいというお話があったんですけど、一番大事なところは、県北部と県南部は地勢が全然違うんですよ。その辺を踏まえると、市としての考え方を明確にするのであれば、その対象面積が3,000平米以上は県がやりますからということではなくて、市が独立してしっかりこの条例を運用していくということになるかと思うんですよね。

あと、もう一点、各委員の発言された後の回答で、この条例を必要に応じてはあ程度検討した結果を、バージョンアップするのかどうか別にしても、それってすごく難しいと思うんですよね。今のうちに将来の尾鷲市をどうするのか、その議論をちゃんと考えてやっておかないと、将来私たちがいなくなったときに何を残すのか、そこまで検討した上での条例案をつくっておかないと、やはり奥田委員も言ったように、市の顔と、あるいは、第三者が見てもすごいなど、先進事例になるんだというような条例をやっていかないとまずいんじゃないかと思うんですけど。

それと、あと、補償制度についても、私はもう昨年ちょっと調査、現地には行っていませんけど、その担当の方から聞いたら、やはりデポジット制度をある程度やっておかないと、最終的に事故が起きたときに最初に動くのは公費で動いているんですよ。調査したりいろいろ検討したり。そういうことを考えると、そのデポジットでも制度を設けて、質権の設定をして、全部市が使うわけじゃなくて、基本的には返すという限定の中で、しっかりそういう補償制度も考えた上でやっていかなきゃいけないだろうということですね。

あと、3点目、県外の土砂の扱いのことなんですけど、今、千葉県にしても茨城にしても、相当の市が県外の持ち込みを禁止しているというところもあります。なおかつ、再生土まで、今、問題になってきているというところもありますので、そういうのをしっかり検討した上で、この条例の本来の姿は何ぞやというところをしっかりと考えてほしいんですけど、その辺の今回の取り扱いで、その三つの点についての考え方、もう一度確認したいと思います。

○藤吉副市長 まず、市の条例の考え方としましては、1条の目的にございます

ように災害の防止と、それから生活環境の保全に資するという事で、市民の安全安心を確保するということがまず目的でございます。その中で最もいいということで、今、現時点で関係課とずっと連携しながら協議し、そして、あと、県ともいろんな条例の条文のすり合わせもさせていただいた中では、現時点で今最もいい中身、これで市民の安全安心について確保できる条例になっているのではないかと、このように考えています。

それから、補償金につきましては、御提案いただいたときに十分私どもも検討させていただきまして、中間案の発表のときもお答えしましたけれども、一応事業が履行をすることが可能な相応の資力を有しない者というのをその許可の対象から外すということで、今回その条例の規則等も御説明させていただきましたけれども、申請者の資力に係るその許可基準という形で、申請時に十分何らかの問題があったときに、その事業者がそういう回復とかそういった被害防止のことをできるような形で、上での許可という形で考えさせていただいております。

それから、県外からの持ち込みにつきましては、一応本条例におきましては県外からの搬入土砂を一律に規制せずに、搬入に当たっての市民の安全等を考慮した許可条件を定めた許可制という形で、無秩序な土砂埋め立て等の抑制を図っているということで、そして、その土砂等につきましては、国の方針としても、一応資源とか資材としての考え方もございますので、県外からの土砂を一律に規制するというのではなくて、しっかり安全なものを安全な形で埋め立てていただくということで、市民への安全というのを配慮したような形で考えております。

以上です。

○楠委員　　今、最後のほうの県外の話なんですけど、県外の土がいい悪いなんてことは一言も言っていないで、本来だったら自区内処理が原則ですよ、一般的に。それは、千葉県は、茨城にしても、関東圏で特に都心部の再開発事業が多いもんだから土砂がどんどん入り込んできてもう困るよということがあったわけなんですよね。基本的にも、わざわざここまで持ってこなきゃいけない理由は特にもなくて、県内でもいろんな事業されていますから、公共事業の中で除外規定がたくさんありますから対応できるはずなので、特に県外は特段持ってこなくても、最終的に、2日ぐらい前のニュースでもあったんですけど、国としてはまだ取り扱いは考えていないみたいだけど、最終的に県外をだめですよということによって、国が動かすような条例づくりも必要じゃないかと思うんです。その辺はいかがですかね。

○三鬼（孝）委員長　　どなたが答えるんですか。

○竹平環境課長 法律の話で、どうする、どういうふうに今後やっていくかという
ことを、本来国を動かしてまで考えていくべきじゃないのかという御意見だった
かと思います。

ただ、今、確かに県外の、今の現時点においては、県外からの建設残土の搬入を
禁止する行為については、基本的には営業の自由等の個人の財産権などを過度に制
限する恐れがあるのではないかというふうには考えております。これ、自由な経済
活動でございますので、そういった経済活動の行為を規制するということについて
は、今の現時点の国の法令上、これを規律するという規定はないのではないかと。

また、自由にそういったものの移動できるものであることから、搬入自体の禁止
を設けるといふところまではなかなか難しいのではないかということを考えて中
での今回の条例とさせていただきます。

○楠委員 その考え方は、一応、私、聞き置きます。

次に、30条の土砂等の搬入禁止区域の指定なんですけど、この区域の指定とい
うのは相当手続上難しいんじゃないかと思うんですけど、誰がどのようにその区域
の指定をしていくのか。これは規則なり基準なりを定めなきゃいけないんですけど、
今ちょっと考えていることがあれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

○竹平環境課長 30条の土砂搬入禁止区域の指定ということでございますが、
これの考え方につきましては、許可を受けた者が、当然、違反等があり、命令です
ね、措置命令等かけた場合、その命令に直ちに從わず、土砂等の搬入や堆積を継
続する……。

○三鬼（孝）委員長 課長、間もなく12時の時報が。
中断します。

（休憩 午前11時59分）

（再開 午後 0時00分）

○三鬼（孝）委員長 再開します。

○竹平環境課長 この30条の考え方でございますけれども、これは、停止等の
命令に直ちに從わない場合、土砂等の搬入や堆積を継続する可能性がありますので、
そのときは土砂等の搬入のみを、從わない場合など、命令等の効力を生かすため
にきちんと禁止区域を指定していきたいという形でございます。不適正な土砂等の埋
め立て等があれば、災害等の発生の恐れが増大されて、人の生命とか身体または財
産を害する可能性が当然高くなりますので、その場合、命令等に從わない場合につ

いては、この禁止区域を設けたい。

また、土砂等の搬入のみを請け負っている運搬業者には条例の規定の命令等の効力が及ばない場合がございますので、その場合にもきちんと禁止区域を設けて、そこに対する搬入を禁止していきたい。

それで、どのような形でということですが、それについては、きちんと測量を行った上で最小限に当然とどめることが、財産権の侵害になりますので、きちんと測量を行った上で決定をしていきたいというふうに考えております。

○楠委員 説明でわかりましたけど、これ、一般の人が読むと、土砂の搬入の禁止区域の指定ができるんだというふうに読みそうなんです。ですから、規則で明確にうたうのか、その辺は今後逐条解説みたいなものを作っておかないと、一般の人が見ると、禁止区域になっちゃうの、もう入れられないのかという話になると思うので、よくその辺はちょっとつくっていただきたいなと思います。

あと、もう一点、施行期日の最後のページなんですけど、この経過措置って、基本的に3,000平米以上、未滿ともかく、現にやっている人がいるのかどうかというところと、この適用しないことについても必要なかどうか、この辺ちょっともう一度解説していただけますか。

○竹平環境課長 経過措置でございますので、現に事業を行っている行為についてのそういった経過措置の期間を認めるという行為でございます。

ただ、施行がまだ4月1日ということでございますので、当然また施行期間については経過措置の期間というのは必要になるというふうな理解の中で今回設けておりますけれども、経過措置の考え方については、これについては、三重県と同じような経過措置の期間としての設け方をしていきたいというふうに考えております。

○楠委員 適用される対象となる事業の関係と経過措置の関係をもう少し整理しておかないと、今行っていることについては、もう既に県の許可を取ったりとか、あるいは森林法だとかいろいろさまざまな手続でやっていますから、別に経過措置なくても4月1日から仮に施行した場合には、事前協議は全部必要ですから、許可の間までには場合によっては半年ぐらにかかる可能性もあるわけですね。それを考えたら、わざわざこの内容を経過措置と置かなくて、県の場合はちょっと置かなきゃいけないのかなとちょっと気になるんですけど、その辺も少しちょっと整理されたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

それと、あと、最後に、全体の条例そのものを見ると、相当厳しくなっているし、手続がちゃんと明確になっているので、その辺はすごく評価したいなと私は思うん

ですけど、いずれにしても、規則とか基準だとか逐条解説をちゃんとやっておかないと、読み取る方が勘違いしていることも出てくると思うんですよ。これ、規制って皆さん言っているけど、規則とか制度を設けただけで、規制しているわけじゃないですよ。許可が取れば事業できるんですから。その辺をもう少し解説の中でうたっておかないと何もできないのかという話になると思うので、この辺は、皆さんがつくられる条例も、一般の方もわかるように、事業者の方もわかるようにつくっておかないと多分大変な話になるんじゃないかと思うので、その辺だけちょっと一言。

○竹平環境課長　　今委員がおっしゃるように、マニュアルの整理が非常に大事になってきているというふうに考えております。まだそこまで実際今の現時点ではちょっと整理がまだ規則を定めている段階であって、それを施行までには何とかマニュアルづくりをしなければならないというふうに考えております。

○村田委員　　今、楠さんも言っていたんですけれどもね、やっぱりこれはあくまでも案であって、もう今回本会議で議決をするわけですね。実際しておるわけなんですね。ですから、これだけだとね、どうしてもやっぱり一般の人が見たらなかなか理解しにくいなというところがありますから、附則ではないですけども、その逐条解説というかそういった解説をきちっとしてもらわないと、私はなかなか。そのこのところを約束してもらえないと採決に入れれないと思うんですね、一つは。ですから、そういうものをつくっていきますよということだけ約束をしてもらったらいんですよ。

それと、もう一つ、この補償金という話出ていましたけどね、これ補償金というのは、いわゆる何かあったときに自分たちで直せるだけの資金手当てができるのかどうかということなんですよ。ですから、損益計算書とか貸借対照表をつけると言っているんですが、そのところでね、この貸借対照表とか損益計算書、これを見てどの辺で判断をするのかということも一応は書いておかないと、そこら辺のところも書いておかないと私はおかしいんじゃないかなと思いますね。

それから、もう一つ、もう一点、今、市独自でやれるようなものをというようなことありましたけれども、これ、確認ですが、市が独自でやろうとしたら、これはどういうことになるんですか。県に準じてやらないで市独自で、県に準じてやりながらも市独自でいろんなことを書いて厳しくしたら、それはそれでやっていけるんですか、どうですか。

○竹平環境課長　　まず、最初の1点目の逐条の話から行かせていただきます。

まず、逐条の考え方、逐条解説ということになればちょっと専門的になり過ぎる場合がございますので、あくまでもマニュアルという形での整理は当然していききたいというふうに考えております。

(「それでええ」と呼ぶ者あり)

○竹平環境課長　それと、補償金の考え方の部分につきましては、一応資金調達書、それで計画をある程度出させた上で、そこからの確認をしていくという形になります。

それと、きちんとやっぱり防災上の観点として、きちんと、仮に途中でやめられる場合が仮にあったとしたら、きちんと防災上の観点が最初にできるのかどうかというふうなことも含めて、その辺は、マニュアルでどういうふうな形ができるかということは今現在検討している段階でございます。

それと、最後の点でございますけれども、今の市でやればということでございますが、今の、当然これ初めての条例の中で各課が連携して今やっている中で、人材的な部分も含めて当然連携してやっていかなければならないんですけれども、そういうことになれば。ただ、今現時点では、県と協議をさせていただいた中で、どういうふうにしてこれをこの条例に依じて、これから初めてこういったことに対応していくということでございますので、なかなか市独自で今の現の段階ではなかなか難しい部分もあろうかとはございますけれども、その辺含めて、当然その担当部署において今後そういったことの専門的な知識の研修も踏まえながら強化をしていかなければならないというふうに。

○村田委員　初めの1点、2点はいいんですが、今そこら辺でごちゃごちゃ言うておったですけれども、市独自にやれと言っているんじゃないんですよ。私が言いたいのは、市独自でしたら、県は尾鷲市で全部費用も持ちなさいよということじゃないんですか。

(「費用」と呼ぶ者あり)

○村田委員　そうじゃないんですか。

○竹平環境課長　費用面というか、当然、業務量の増ということにはなりますけれども。

○藤吉副市長　もし県を超えるようなもので市で全部独自でやれと言われれば、全てのそういった埋め立て行為に対するその許可の判断とかを全部市がやることとなりますし、現地調査であったりとか現地に職員が出向くということもなりますので、今の市の職員の中では非常に厳しい状況になるんじゃないかというふうに想定

しております。

○村田委員　　ですから、そこを確認したかったんですよ。市独自でやれなんていうことは誰も言っていない。その辺でぐつぐつ言っていたですけどね。そうじゃなくって、これは県に準じてやることは、これ、結構ですよ。これ、よくできていますよ。できていますよ。ただ、これの中の解釈をどうするのかというマニュアル的なものをきちっとつくってくれと。市独自でやるんだったら、今、副市長が言ったように、こういうことになるんですよということはっきりしないと、やっぱり県に準じて市でやらずに市でやったらええやないかという声も出ますから、その辺を執行部としてはっきりしておいてくれということで私はお願いしたので、この条例で結構だと思いますよ。

○三鬼（孝）委員長　　他に。

○奥田委員　　いや、いや、私もこの条例は結構だと思いますよ。

ただ、茨城県にしたって千葉県にしたってね、県よりも厳しい市町が結構あるわけですよ。その地域地域のやっぱり事情がありますからね。ですので、その難しいという点がよくわからないんですよ。例えばこの経過措置なんかでもね、楠委員言われたように、別に経過措置、1年持たないということで、何が難しいんですかね。それ、だから、規制面積でも多少はあれかもしれん。そんなに難しいことですかね。どこが難しいの、費用がかかるとか言われていましたけど。

○竹平環境課長　　済みません、言い方がちょっと申しわけなかったと思います。そういう意味ではなしに、基本的に業務量がふえてしまうということがありますので、そういった中で、今の人材的なものも含めて、連携強化しながらやっていきたいというふうには考えておりますが、全てにおいてということであれば、そういうことも考えられるということでございます。

○三鬼（和）委員　　去年の初めだったか、おととしだったか、県へ、この地域のことを考えて条例をつくってくれて行ったときには、けんもほろろに、こういった現在の法律があるもので大丈夫なんて言った中で県も条例をつくるようになった。それから、市のほうもつくるということで、市が要望したわけですけど、すごく前進しておるといえるか、ルールづくりといえるかね、そういった中で1点は、先ほど、財務諸表の件で、それをチェックしていくという、事業者として、いろんな物事があったときには、今、村田委員言われたように、財務諸表を申請書類の中で、ただ申請書類として出していただくんじゃなくて、許可の前提の中には会社の財務諸表も関係ありますよということ、それで業者には理解していただきたいのと、補償

金的なことの意味合いも含めてというか、一緒のことなんですけど、と思うんです。

ですので、この条例のつくり方の中に、これは、議会で一部条例の改正というのは出てくるわけなんですけど、見直し規定とかそういったのは条例の中にうたってははいかないんですかどうなんですか。先ほど、将来的なことを踏まえて変化とかもあろうかと思うんですけど、その辺は、条例のつくり方としてどうなのですか。

○松永環境課主査　今回の土砂の規制条例に関しては、見直し規定というところまで規定することは考えておりません。

以上です。

○三鬼（和）委員　やはりね、状況によってとかするので、条例にうたわないんだったら規定の中でもこの辺はということを含めて要るのではないかなと。それと、規定の中で、水道審議会の中で、水源地のところで申請が1件あった中では、県外から持ち込んでくるものに関して、地歴はどうなんだろうかというので、そういった証明を出してほしいということもあったと思うんですね。それで、規定の中では、そういった資料というんですか、そこまでの資料とか云々というのは、この策定するときに議論はなかったんですか、どうなんですか。これは、水道審議会の一例として挙げて、今、聞いておるということで。

○竹平環境課長　規則の中でどういうふうなものを持ってくるかということは、土砂の発生元状況と発生場所、それと、その持ってくるものの土砂の成分というものを確認していくということになります。

○野田委員　私、試案という形で前回出させてもらったんですけども、条例に対するアプローチはちょっと違いますけれども、規制に対する条項等のは、おおむね網羅性が十分評価できるのではないかなと思っております。

それと、一つは、第33条の報告、徴収及び立入等については、ここには報告を求めるだけで、場所に立ち入らせ、事業の施工状況等のところを調査というか確認するということが入っていないように思うんですが、報告だけでいいんですか、まず、1点。

○竹平環境課長　第33条の2項において、土地の所有者の事務所、事業所その他の事業を行う場所に立ち入らせ、帳簿類その他の物件を検査させ、試験の用に供するに必要な限度において土砂等もしくは排水を無償で収去させ、又は関係者に質問させることができるという文言を入れさせていただいております。

○野田委員　それと、26条のところで命令ということになっているんですけども、いろんな条例見る中では、改善命令とか改善勧告とか、その前に一步クッシ

ョンを置くというような条例になっているところもあるんですが、この文の命令ということは、直接的ということですか。

○松永環境課主査 適切な処理をするようにまず命ずることができます。これは、直接的にここを直してくださいというような命令になると思います。それに伴って、この命令にも従わない場合については、罰則等で対応していくということでありませ

○野田委員 この条文の中では、ちょっと、普通のところでは原状回復その他の必要な措置を命じるという原状回復というような言葉が入っている部分が多いんですけども、この文面においてはそういうところが一切ないんですが、どのように解釈、原状回復まで求めるということによろしいんですか。

○松永環境課主査 場合によっては原状回復になり得る可能性もゼロではないと思うんですけども、命令の種類としましては、災害の防止上と生活の環境保全上、問題がないところまで処理をしてくれというふうなものになると考えております。

○野田委員 それと、27条のところでは許可の取り消し等というところなんですが、この文書を見ますと、停止を命ずることができるというのは、細かい話ですけども、これは要は取り消しじゃないんですか。停止を命ずる。と思うんですが、いかがですか。

○松永環境課主査 前段で、当該許可を取り消し、または土砂等の埋め立て等の停止を命ずることができる規定しているものであります。

以上です。

○野田委員 別表2は、規則のほうになるかもわかりませんが、この規則については、じゃ、委員長、また、今回初めて提出されたということで、審議はされるんですか。まず、もうできない。

(発言する者あり)

○野田委員 もう、このままで行く。

(「本来、出してもらったほうがいいけどね」と呼ぶ者あり)

○野田委員 わかりました。

そして、ちょっとよろしい。この水素イオン濃度については今回規定はないんですけども、要は4から9までとかという強酸性から強アルカリという部分、それは、今回そういうのは、添付しないというか別表に上げなかったということによろしいんです、その水に関しては。

○竹平環境課長 水質基準のところかと思いますが、水質基準については、環境

基本法の中で、今、市として定めていくべきものを今回決めた、決めていくと、予定しているものでございます。イオンの関係のについては、今のところ入っておりません。

○野田委員　　6ページの規則の第11条の周辺地域の住民への周知、条例においても11条なんですけれども、ここにおいては周知の徹底ということで説明はあるんですけれども、ここにおいては、交通安全対策とか周りの騒音、振動等のそういうものとか、あと、ほかの道路上への水が流れるとかそんなところの細かいところの規則にはうたわれていないんですか。うたおうとしていないんですか。

○竹平環境課長　　今の部分については、その場所がどこに行われるかということの区域によって当然変わってくることが想定されます。また、条例の第11条の3項において提出された意見書の概要とか及びその意見の対応状況、そういうものも作成していなければならないということもございますし、基本的には、14条ですね、「地形、地質又は周囲の状況に応じて、生活環境の保全上必要な措置が講じられていること。」ということで記載がございますので、その辺で確認をしていきたいというふうに考えております。

○三鬼（孝）委員長　　よろしいですか。

○野田委員　　以上。

○三鬼（孝）委員長　　どうぞ。

○楠委員　　先ほどの各委員さんの質問の中のお答えの中で業務として難しいという話があったんですけど、基本的に、これ、ちょっと一言言っておきたいんですけど、条例つくったときに、命令とかいろいろ手続ありますね。あと、行政手続法によった手続もしなきゃいけない。そのときに、この条例で、業務量がどのくらいできるかという議論はしています。

○藤吉副市長　　業務としては、どこがこれを担当するんだという話も含めて議論はしました。ちょっと量的な部分はちょっとしていませんけど、担当部署がどこに、どこが確認をしていくんだというところは議論させていただきまして、ちょっと量までのところはまだ不十分でしたので、これから規則をつくる中で、そのあたりも確認をさせていただきたいなと思います。

○楠委員　　ですから、仕事は難しいんじゃないかと、そこまでちゃんと検討していないから言葉が難しくという言葉が出るんですよ。通常条例つくれば、必ずこれには人がかかるわけでしょうね。その議論も検討もしないで条例つくるだけだったら、申しわけないんですけど、何とも言いようがないですよ、正直言って。業務量は当然

ふえるんですから、難しいなんて発言は本来あり得ない、言っておきますけど。そこがちゃんとできないと、この条例の運用なんかできるわけがないじゃないですか。

○竹平環境課長 言葉として大変申しわけありません。

○三鬼（孝）委員長 よろしいですか。なければこれで……。

○村田委員 関連していいですか。

これは、土砂条例ですけれども、今後お考えをいただきたいということがあるんですよね。これ、スラグの問題。スラグは、特段流出とかそういう問題はないですけれどもね、すごい山積みになっておって、そこから汚水が流れるというようなことが尾鷲方面でいろいろあるんですよね。もうその辺の、スラグはこの土砂とは違いますから難しいところがあるんでしょうけれども、その辺のところはどうなんでしょう。今後考えていただく必要があると思うんですけれども、いかがでしょう。

○竹平環境課長 今回は、土砂ということの規定の中で、この条例を制定に向けて検討してきたということでございます。

ただ、今委員がおっしゃられたスラグの関係でございます。そういったものの建設資材、ちょっと詳しくはないんですけれども、建設資材と呼べるもの、そういったものについて、今後市内での状況等を踏まえながら、その辺についてはまた議論をして関係課で検討していくことになろうかと思えます。

○村田委員 明らかに、この土砂、廃棄物ですね、廃棄物ですけれども、このスラグの場合は、建設資材ということですね、いろいろな使い方があるとされておりましてけれども、そういう使用をしないで、ただ単に広場に山積みをして置いておく、どんどん山積みをして置いておくということになれば、これ、やっぱり幾ら建設資材といってもおかしいですよ、これは。

それから、雨水によって汚水が流れるとかいうことでしたら、これ、幾ら建設資材でも、その辺のところをやっぱり重視しなければいけませんよね。ですから、お忙しい目をしておるんですから今すぐには申し上げませんが、ぜひこのスラグ、適正な管理をするということだけでも一つお考えをいただきたいと思えますので、お願いをしております。

○三鬼（孝）委員長 副市長、答弁。

○藤吉副市長 市民の安全という面で非常に心配な面というのはよく理解させていただきましたので、今後そのスラグについても、この土砂条例、お認めいただければ一段落しますので、その中でまた検討もさせていただきたいなと思えます。

○三鬼（孝）委員長 議案75号は、これでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(孝)委員長　これで議案75号の審査を閉じます。

大変時間経過しておりますけれども、議案第95号の審査をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

説明を求めます。

○竹平環境課長　それでは、議案第95号について御説明をさせていただきたいと思っております。

議案第95号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算(第6号)の議決についてのうち、環境課に係る部分については、補正予算書(第6号)及び予算説明書に基づき御説明させていただきます。

6ページをごらんください。

第2表債務負担行為の補正について御説明いたします。

第2表債務負担行為補正のうち、環境課分といたしましては、指定ごみ袋保管配送業務以下8本でございます。表の上から7番目、指定ごみ袋の保管配送業務委託195万4,000円につきましては、指定ごみ袋の保管及び取り扱い店への配送業務について、令和2年4月1日からの事業実施に当たり、期間は令和2年度1年間として限度額を定めるものであります。

次に、焼却残渣運搬業務委託から陶磁器類等運搬処理業務委託までの4本につきましては、いずれも令和2年3月末をもって3年間の契約が終了となり、引き続き3年間の更新が必要となることから、それぞれ期間を令和2年度から令和4年度までの3年間とし限度額を定めるものであります。

焼却残渣運搬業務委託限度額1,316万7,000円及び焼却残渣処分業務委託限度額4,514万4,000円につきましては、年間処理量の推移から処理量の予測を減とし、これまでの3年間と比較して、運搬業務は295万4,000円、処分業務については321万8,000円、それぞれ限度額を減しております。

廃家電及び繊維運搬処理業務委託につきましては、消費税の増額に伴い、これまでと比較して3年間で51万7,000円限度額が増となっております。

陶磁器類等を運搬処理業務委託については、後ほど資料にて御説明をさせていただきます。

次に、資源プラスチック類保管運搬業務委託277万2,000円及び資源プラスチック類処理業務委託330万円につきましては、それぞれ期間を令和2年度1年間として限度額を定めるものであります。いずれも消費税による増額があり、資

源プラスチック類保管運搬業務委託では、昨年度より2万1,000円の増額、資源プラスチック類処理業務につきましては、処理単価が1,000円増額となっており、後ほど資料にて御説明いたします。

最後に、廃棄物搬入受付・分別業務委託1,026万4,000円につきましては、これまで清掃工場における平日作業員として7名、土曜日、祝祭日の搬入受付等の業務体制を実施していましたが、令和2年度において平日の作業員1名削減して対応することとして、昨年度より118万4,000円の限度額を減としております。

これら債務負担行為のうち処理量と処理単価の増が要因で前回より限度額が増加した2項目について、詳細を説明させていただきます。

先ほどの行政常任委員会資料をごらんいただきたいと思います。通知いたします。

まずは、陶磁器類等運搬業務委託についてであります。

本業務は、清掃工場に搬入される陶磁器類等を委託先事業所に運搬し、適正に最終処分を行うものであります。限度額につきましては、3カ年で1,732万5,000円となっており、年度ごとに140トンの処理量を見込んでいます。前回の限度額と比べて270万円の増額となっておりますのは、これまで（聴取不能）された清掃工場の保管分も含めて処理をしていきたいということで、年間処理量を20トン増加しております。委託先については、三重中央開発株式会社の随意契約とさせていただきますと考えております。

次に、資源プラスチック類処理業務委託についてであります。

本業務は、回収された資源プラスチック類の委託先として三重中央開発で随意契約を行いたいと考えているものでございますが、限度額につきましては330万円となっており、年間120トンの処理量を見込んでおりますが、前年度の限度額と比べて15万6,000円の増額となっております。これは、処理料金のトン単価が2万4,000円から1,000円増額していきたいということでございます。

説明は以上でございます。

○三鬼（孝）委員長 環境課に係る議案第95号の債務負担行為の説明がありましたけれども、この件について御質疑ある方、御発言願います。

○楠委員 業務概要のところ、委託事業者に運搬して適正に処理を行うものとなっているんですけど、これは担当課のほうで適正に処理をしたということの確認は、どういうふうに行われていますか。

○竹平環境課長 書類確認を行いますので、処理先に職員を行って最終確認を、その現地でどういう処理を行ったかということの確認を年に1回行くという作業を行っております。

○楠委員 ちょっと、これ、なぜ聞いたかということ、例のハードディスクの処理を委託して委託したうちにどっか処理されちゃったとかというよりネットで販売されたので、こういうものは売れるものじゃないんですけど、やはりその適正処理というところは、本当に年で1回でいいのか、あるいはちょっと抜き打ちで行くのがいいのか。その会社を疑うわけじゃなくて、やはり行政側としてしっかり責任取らなきゃいけないので、その辺の確認がもう少しあってもいいのかなというふうにちょっと思うところです。

○奥田委員 確認ですけど、この陶磁器類等運搬処理業務、それから、資源プラスチック類処理業務というのは、もうこの三重中央開発しかないんですかね。

○竹平環境課長 陶磁器類等について処理をしていただけるということで、三重中央開発しかないということで、そこに処理委託をする、県内においてはそこに処理委託をするものでございます。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○三鬼（和）委員 ちょっと1点だけ参考に、焼却残渣のこれってあれですか、運搬も、それから処分についても、焼却量の推移とともに、どういう傾向なの、現状としては。

○竹平環境課長 前年の3年間は、620トンの焼却残渣であったと思います。今、実際の焼却残渣の実績としまして、昨年度において578トン。それで、29年度においては、大体563トンの焼却残渣が出ておりますので、これについて、来年度以降については570トンとして限度額を設けていきたいというふうに考えております。

○三鬼（孝）委員長 他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 ないようでありますので、環境課の審査を終了します。長時間御苦勞さまでした。

午後は1時40分から再開します。45分にします。

（休憩 午後 0時34分）

（再開 午後 1時43分）

○三鬼（孝）委員長 休憩前に引き続き委員会再開いたします。

報告いたします。

午前中、福祉保健課の審査の中で小川委員から資料の提出を求めておりまして、65歳以上の被保険者のうち前期高齢者の割合と後期高齢者の割合をタブレットに入れましたので、御参照いただきたいと思います。

それでは、水産農林課に係る議案第88号、第90号、議案第95号、3議案の審査に入ります。

それでは、議案第88号と議案90号を一括審査しますので、説明を求めます。

○内山水産農林課長 水産農林課です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第88号の尾鷲市林業研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから説明させていただきます。

まず、改正理由といたしましては、本条例の4時間単位から1時間単位に使用料の見直しに合わせて、条例と規則について整理するために改正を行うものでございます。

新旧対照表に基づいて説明させていただきます。通知します。

新旧対照表の63、64ページをごらんください。

第2条の1の記載を所在地の表示から住居表示に変えております。

次に、第3条、事業につきましては、これを第3条追加しまして、尾鷲市林業研修センター管理運営規則から本条例に定めることで整理しております。

それから、旧6条、以前の改正する前の6条から7条の使用料の改正につきましては、記載のとおり研修センターを使用する者は別表により算定した使用料を納付しなければならない。ただし、特別の理由により市長が認めるときは、使用料を減額し、また免除することができるに改正します。それと、免除する内容につきましては、規則に定めることで整理したいと考えております。

次に、別表の第7条関係の使用料につきましては、区分を、研修室、和室から、研修室または和室と、研修室及び和室に変え、使用につきましては、4時間以内と4時間以上8時間未満をそれぞれ1時間当たりに変え、使用料金につきましては、1時間当たり研修室または和室は400円に、研修室及び和室は800円に変えるものでございます。

以上で、議案第88号の説明を終わらせていただきたいと思います。

○三鬼（孝）委員長 議案第88号、議案第90号の説明……。

○内山水産農林課長 済みません。委員長。

それでは、議案第90号の尾鷲市漁港管理条例の一部を改正する条例について説明させていただきたいと思います。

まず、改正の理由といたしましては、本市が管理する漁港区域内の水域及び公共空地の土砂採取料について、県の金額に準じ改正を行うものでございます。

また、同様に、新旧対照表について説明させていただきます。通知します。

66ページ、67ページをごらんください。

13条の占用料につきましては改正をせずに、67ページの第13条の占用料の関係別表第1の備考がございますけれども、その備考のとおり、3と5を追加するものでございます。

まず、3につきましては、占用期間が1カ月未満の場合は、占用料の額に消費税法に定める消費税の税率を乗じた額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じた額を合算した額を加えた額を徴収する額とするものと。また、備考5のとおり、当該算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるを追加するものでございます。

次に、新旧対照表の67ページから70ページをお願いします。

まず、67ページの下から4行目の第14条の土砂採取料等の関係の別表2の1、土砂採取料の土砂から、68ページの転石までの金額を、県が定める金額に準じて直すものでございます。

土砂については100円から220円に、それと、68ページになるんですけども、砂についても100円から220円に、以下同様に、転石が1,000円から2,200円というふうに改正するものでございます。

次に、68ページの中段2、2の占用料については改正せずに、69ページの備考について、先ほど説明させていただきました第13条関係の別表1の備考の3と同様の追加ということでの改正を行うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○三鬼（孝）委員長 水産農林課に係る議案第88号と議案第90号の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

御発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 ないようでございますので、2議案につきましては審査を

終了いたします。

続きまして、議案第95号の説明を求めます。

○内山水産農林課長　それでは、議案第95号の令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について、補正予算書（第6号）及び予算説明書に基づき、水産農林課に係る予算について説明させていただきます。

まず、歳入から説明させていただきます。通知します。

予算書の14、15ページをごらんください。

17款寄附金、1項寄附金、2目農林水産業費寄附金につきましては3,030万円を増額するものでございます。内容は、1節林業費寄附金3,030万円の増額で、これは、尾鷲みどりの協会からの寄附金でございます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。通知します。

予算書の38、39ページをごらんください。

5款農林水産業費、4項水産業費、2目水産振興費につきましては、補正前の額1,391万3,000円に対しまして51万2,000円を増額し、1,425万円とするものでございます。財源内訳は、一般財源の51万2,000円でございます。内容は、旧9節負担金、補助及び交付金51万2,000円を増額です。これは、浮魚礁利用隻数が2隻増加に伴う浮魚礁利用調整協議会負担金9,000円の増額と、共済契約の増加に伴う漁業共済事業負担金50万3,000円の増額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御承認頼みます。御審議をよろしく願います。

○三鬼（孝）委員長　ありがとうございます。

議案第95号の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

御発言願います。

○小川委員　ちょっと1点だけ、資料の39ページ、浮魚礁というのは、どのへんにあるやつなんですか、これ。

○三鬼水産農林課長補佐兼係長　三重県では現在1基設置されておりました、熊野灘の沖合に1基設置されております。

（「熊野灘広いもので」と呼ぶ者あり）

○三鬼水産農林課長補佐兼係長　志摩市の沖に1基ありまして、それが30キロぐらいの沖合、30マイルかな、30キロかの沖合に1基、現在設置されています。

○小川委員　浮魚礁というのは、竹で組んだようなやつですかね。参考までに、

あれ、1基つくるのにどれぐらいかかるんですかね。ここでもしつくとしたら、尾鷲市でつくとしたら。

○三鬼水産農林課長補佐兼係長 浮魚礁については、ハードの部分は県が設置しております、管理を事業団と関係市町が協議会をつくってこういうふうな形で運営しています。1基当たり大体1億数千万するというふうに聞いておりました、県は第2基目の部分をこの尾鷲の沖に設置する予定で、現在テストをかけておりました、来年度新しい浮魚礁が1基設置される予定というふうに県からは聞いております。

○小川委員 それの対象となる魚種というのは、カツオとかマグロ類とか、そういうものが主になるんですか。

○三鬼水産農林課長補佐兼係長 浮魚礁ですもので、浮いている状態、もしくは少し沈んだ状態で魚礁になっておりました、狙う魚としては、表層を回遊するカツオとかマグロ、ビンナガも含めたようなもの、あと、シイラとか回遊性の表層の魚を中心に対象にしておるとい、そういう形でございます。

○三鬼（孝）委員長 他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 ないようでございますので、これで水産農林課の審査を終了いたします。御苦労……。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 どうぞ。

○村田委員 現在、尾鷲市には、さまざまな養殖等が行われておると思うんですよ。それで、業者の方々がいろいろお考えになって試験的に養殖をしておるといようなことも聞き及んでおるんですけれども、現在試験的に養殖をやっておるところというのは、具体的にどの辺ですか。

○内山水産農林課長 大曾根浦と曾根地区のほうで養殖のほうをやっておりました、大曾根浦のほうではマガキ、ヒロメ、それから、ハマノリの試験養殖。

（「ハマノリ」と呼ぶ者あり）

○内山水産農林課長 はい。

それで、曾根のほうも同様でございます。

○村田委員 試験的ということですから途中なんでしょうけれども、成果は今のところどう見ておられますか。

○内山水産農林課長 大曾根のマガキにつきましては、今年度の4月に昨年つくったマガキのほうで試験販売を夢古道のほうでさせていただいております。それで、

結構好評で、いろんな雑誌にも掲載されたというふうになっております。

- 村田委員　　そうなる、せっかく手塩かけて成果を上げようとしておつても、さまざまな外敵というかそういうもので弊害を受けるというようなことも考えられると思うんですね。今のところは、そういう弊害ってないんですか。
- 三鬼水産農林課長補佐兼係長　　貝の場合、養殖するとき水温とかいろんな問題もありますし、あと、かごの中で養殖をしているんですけども、そこに侵入してくる外敵とかがいまして、そういうふうなヒラムシと言われるものとか、あと、小さな巻き貝が、貝が貝を食べてしまうような現象もあつたりとかして、なるべくそういうものを除去しながら試験を今実際やっておるよと、そういうふうな状況です。
- 村田委員　　貝はわかるんですが、ヒラムシって、どういうものなんですか。
- 三鬼水産農林課長補佐兼係長　　ヒラムシは、扁形動物と言われる動物の仲間の中で、ちょっとナメクジというかひらひらしたような形で泳ぐとかそういうふうな形で、貝の中に進入しまして、それで貝の実を食べてしまうと、それで貝が死んでしまうというふうな現象がありまして、その対策としては、一つは淡水浴とか、水でその虫を弱らすとか、強い塩水で弱らすとかという方法があるということで、今そういう試験も合わせて試験養殖の一環として職員が今取り組んでおるというふうな状況です。
- 村田委員　　全く素人でありますので大変申しわけないけれども、そのヒラムシというのは、どういったところに繁殖をしておるんですか。
- 三鬼水産農林課長補佐兼係長　　一般的に、もう自然界には、この辺の海域ですと存在すると言われておりますので、どうしても外からかごの中に侵入してしまうところ、養殖の中では一つの課題になっております。
- 村田委員　　それに対する、今、水洗いするとかって言われたんですけども、絶対的に有効な対策というのはないんですかね。
- 三鬼水産農林課長補佐兼係長　　それも含めて現在試験で方法をいろいろ検討中のございまして、今のところで行きますと、淡水浴とか強い塩分で虫を弱らせてしまうというのが一番有効な方法じゃないかなというふうなことを文献等も見てもそういうふうな形で載って……。
- 村田委員　　今聞いた中では、ヒラムシですね、ヒラムシが一番影響あるというようなことなんですけれども、ぜひやっぱりもっと研究をしていただいて、ヒラムシというのは一体どういうやつなんかと、どういう性質のものなのかということを担当課としてきちっと研究して、やっぱり養殖を一生懸命やっておる方にできるだ

け被害のないような対策を、大変要らんことかもわかりませんが、ぜひヒラムシをよろしく願いいたします。

○仲委員 関連で。

先ほど、マガキのあれは夢古道、あれ、ヒロメとハマノリは、市場に乗っているぐらいの生産量というかはありますか。

(「去年はあったよな」と呼ぶ者あり)

○内山水産農林課長 ヒロメにつきましては、尾鷲魚市場のほうにも大体出ておりますけれども、ハマノリにつきましては、まだまだ今試験段階でございますので、市場には出ておりません。

○仲委員 尾鷲市場に出ておるということは、多分スーパーなんかでも出ておる可能性もあるんやけど、ハマノリなんかは、食べる、食する範囲が限られておるんやけど、その普及とかいろんなことがあるんですけど、所得向上のために、何とか市場に乗せるように頑張ってもらいたいと思います。

○三鬼水産農林課長補佐兼係長 養殖するようなハマノリの種糸というのが(聴取不能)それが三重大学さんのほうに取り入れをお願いしております、種糸の生産を大学(聴取不能)形でちょっと研究という形で養殖が普及できるような形では今進めておるんですけども、何分ちょっと水温が高かったりとか海藻の条件としては最近よくない状況が続いておりますしてヒロメのほうの養殖業者さんも苦労されているというふう聞いておりますので、その辺を見ながら取り組んでいきたいと思っております。

○三鬼(孝)委員長 よろしい。他によろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(孝)委員長 これで水産農林の審査を終わります。御苦労様でした。

続きまして、商工観光課を行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、商工観光課に係ります議案第89号、議案第91号、議案第95号の審査をしていただきますのでよろしく願いいたします。

それでは、議案89号と議案91号を一括して審査しますので説明を求めます。

○大和商工観光課長 商工観光課です。よろしく願いいたします。

今回は、使用料の見直しに関する条例の一部改正が2件、第6号補正及び報告事項でございます。

それでは、議案書、補正予算書及び提出資料をもとに、進行表に従って説明させていただきます。

議案書の 90 ページ、91 ページをごらんください。

済みません、それでは、議案第 89 号、尾鷲市木工振興作業施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてにつきましては、財政課より報告されております使用料、手数料等に係る受益者負担に関する基本方針に沿って使用料を改定するものでございます。

提出資料の 1 ページをごらんください。

第 6 条関係の別表対照表でございます。

受益者の負担能力を勘案し、半日使用の大人を 200 円に、高校生を 2 分の 1 の 100 円に、小中学生に準ずるものを 3 分の 1、50 円とし、各種団体につきましては 1,300 円と改定させていただきます。そして、1 日使用につきましては、半日使用に乗じた改定となっております。

続きまして、議案書の 96、97 ページをごらんください。

議案第 91 号、尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の設備及び管理に関する条例の一部改正についてにつきましては、97 ページに掲載のとおり、海洋深層水水源水の大口、小口分水での水産利用を、40 円以上 100 円以内に改定、また、専用分水の水産利用を 30 円以上、100 円以内と改定するものでございます。

資料の 2 ページ、3 ページをごらんください。

この資料は、11 月 21 日の行政常任委員会において使用料の改正内容について御説明させていただきました資料から抜粋いたしましたものでございますので、御参照ください。

以上が議案第 89 号及び議案第 91 号についての御説明とさせていただきます。

○三鬼（孝）委員長 議案 89 号、議案 91 号の説明を終わりましたので、これより質疑に入ります。

御発言願います。

○南委員 議案、木工のほうは、これ、89 号ですね、89 号で、準じてこの使用料を若干上げたということなんですけれども、これは今でも鍵の管理というのは、あそこの駅裏の何の組合が管理をして、あそこへ申請をしてやるんですか、鍵の場合も。

○柳田商工観光課長補佐兼係長 現在でもそちらのほうで鍵のほうを預かっていたいで申請をしていただいておりますというような状況でございます。

○南委員 利用度のほうがね、聖光園の前にある木工施設なんですわ、ちょっと上にあるね、ほとんど最近、僕も利用しているのを見たことないから、利用度って、

どんなの、これ、一体。

○柳田商工観光課長補佐兼係長　　あすなろ工房の利用者数ですが、昨年度に関しましては、通算で38.5日、金額にいたしまして1万1,850円。実際に利用されている方2名というような形で把握しております。

○三鬼（孝）委員長　　よろしいですか。

○南委員　　はい。

○三鬼（孝）委員長　　他に。

○三鬼（和）委員　　同じので、今、ほとんど南委員が聞かれましたんやけど、もっと、これって、結構前も現議長からがいい質問しておったように、立派な木工所というのかあれなので、もうちょっと普及のほうを考えるべきじゃないかと思うんだけど、ちょっと値段のほうからはあれなんですけど、ここは値段変えても変えやなんでも、若年層には使いやすいようにはしたけど、もっと利用を上手に、やっぱり木の町なので、これを上手に。今、木工のことになると、せぎやまホールであるとか熊野古道センターではやっていますけど、大元としてね、ああいう人には、かなり集まる人多いもので、日常的でもこういうところを使って同じようなことがやれますよというような取り組みというかな、課での取り組みも含めて、どうなんですか、その辺のところ。

○柳田商工観光課長補佐兼係長　　委員おっしゃられるとおり、この施設に関しましては、今後木工振興の関係の業務に携わる方が、まずはこういったところを利用していただいてもう腕を磨いていただくというような施設でございますので、さらに、今後、移住定住等もまだまだ進んでくる中では、こういった施設の活用というのも考えられるかと思っておりますので、そういった部分に関しては、商工観光課としてもPRのほうを随時していきたいと考えております。

○三鬼（和）委員　　ぜひほかの課とも連携、水産農林とか連携しながら、政策調整課だとか、そういったことも含めるのと、また、町なかの人でも新たにこれで副業とかも。やっぱり我々水産の町というのと木の町というのは、こういうところからも膨らませる要素というのを多分にあるかと思うので、そういったところへ力入れて取り組んでいただきたいと思いますので、お願いします。

○三鬼（孝）委員長　　他に。

○楠委員　　この場所を一度見たことあるんですけど、基本的に利用者が少ないというのも、やっぱり立地も含めて総合的に見直しをする必要性と、それから、あと、中の工作機器を見せてもらおうと、相当ちょっとまずいだらうと。さびがあったりと

かいろいろ。そうすると、あれ、事故が起きたときに保険入っているからいいというレベルじゃなくて、機器の耐用年数も含めて総合的にちょっと一度見直しして、今言ったこの小中学生とか使えるような場所を検討するとかそういう必要性があるんじゃないかと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○大和商工観光課長　　今、委員のおっしゃるとおりで、中の機器についても老朽化しています。それで、場所のことも、当然、大曾根にありますので、あそこの場所でええんかとか総合的に本当に判断して、今後どういうふうにも林業振興の一つの施策としてなるべくことを考えながら検討してまいります。

○三鬼（孝）委員長　　他にございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　　ないようでございますので、議案８９号と議案９０号の審査は終了します。

　　続きまして、議案第９５号の審査に入ります。

　　説明求めます。

○大和商工観光課長　　それでは、続きまして、議案第９５号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第６号）の議決についてのうち、当課に係る分を御説明させていただきます。

　　歳出でございます。

　　補正予算書の４０ページ、４１ページをごらんください。

　　６款商工費、１項商工費、２目商工振興費、細目商工振興事業、１９節負担金、補助及び交付金の負担金９万５,０００円の増額でございます。

　　これは、平成３１年２月に松阪市飯南、南三重地域の６市１０町の枠組みで設立した南三重地域就労対策協議会、会長が松阪市でございます、の事業として地方創生推進交付金事業を活用し、南三重地域若者地元定着推進事業の実施に当たり、均等割及び人口割により算出された負担金でございます。

　　この事業は、南三重地域の企業への就職を促進し、同地区における若年層の社会減を最小限に抑制し、活力ある南三重地域を実現することを目的に、地元高校生の地元就職及び定着に取り込むなど、南三重地域内の採用情報を掲載する就職マッチング支援サイトの構築やインターンシップの受け入れ支援を実施し、Ｕターン就職のサポートを行うことで一体的な就労支援を実施するものでございます。

　　続きまして、第２表債務負担行為補正でございます。

　　補正予算書の６ページをごらんください。

追加分の表の中段あたりをごらんください。

尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設機器保守点検業務委託について、期限を令和2年度、限度額を468万6,000円とするものでございます。

続きまして、その下の段の公衆便所清掃業務委託につきましては、商工観光課で管理する観光トイレのうち、尾鷲駅前公衆便所など4カ所の清掃業務委託について、期間を令和2年度、限度額を60万5,000円とするものでございます。

以上が商工観光課に係る補正予算の説明でございます。御審議よろしく申し上げます。

○三鬼（孝）委員長 議案第95号の説明が終わりましたので、御質疑ある方、御発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 ないようでございますので、議案第95号の審査を終了いたします。

それでは、報告事項が4件ほどありますので、最初に、海洋深層水事業について、はい、どうぞ。

○大和商工観光課長 続きまして、報告4件、一つずつということによろしいですか。

それでは、担当補佐係長から、進捗状況等について御説明させていただきます。

○柳田商工観光課長補佐兼係長 それでは、今通知させていただきました海洋深層水事業につきまして説明をさせていただきます。

海洋深層水事業の今年度の事業進捗でございます。アクアステーションでは、5月のチビッコ大集合inアクアステーションを初め、深層水を使ったピザづくり、流しそうめん体験や、次のページにお示しさせていただいております深層水フェスタ2019などを開催し、多くの皆様に御来場いただき、海洋深層水についてPRすることができました。

なお、これらの開催には古江町のアクアサポート古江や若い風の会の皆様には、イベントの主催や市主催のイベントへの御協力をいただきまして、この場をおかりして改めてお礼を申し上げます。

販路拡大事業といたしましては、みえ尾鷲海洋深層水を利用した商品をさらにPRしていくためや、新しく御利用になる事業者様へのPRとして、FCP展示会・

商談会シートを作成したり、市内外の事業者様などとタイアップして、イベントやセミナーなどで海洋深層水を御利用いただくなど新しい取り組みを実施するとともに、次ページにお示ししておりますように、新しいパンフレットを作成し、新規取引先の確保のために随時売り込みなどを実施しているところでございます。

さらに、商工観光課のSNSやYouTubeなどでは、海洋深層水に関する動画などを配信するとともに、大阪で行われたセミナーへの参加を初め、尾鷲伊タダキ市でのPRコーナー、紀北町で開催される海・山こだわり市へも参加したり、次のページ、7ページをごらんください。新たにInstagramなどSNSのページを開設するなど、多くの方に深層水を目にさせていただける仕組みをつくり込んでございます。

次に、分水モニター事業におけるアンケート結果を報告させていただきます。

本事業は、9月17日からの2カ月間、全9回、23人の個人モニターと5事業者に分水を行い、アンケートを実施いたしました。

8ページをごらんください。

まず、海洋深層水の利用方法でございますが、お茶やコーヒー、炊飯に御利用いただいた方が非常に多く、中にはお風呂であるとか美容健康に御利用いただいております。

次に、今後も海洋深層水を利用したいかという問いには、利用したいと、条件が合えば利用したいが86.4%となっており、その条件といたしましては、下段に掲載いたしましたとおり、分水場所や価格において手軽に利用でき購入ができるということが必要であるという回答を得ました。

次ページをごらんください。

そもそも海洋深層水についてどれだけ知識をお持ちかということをお聞きいたしました。結果、アクアステーションや深層水を利用した商品などは御存じであるものの、価格情報や販売されている水の種類などの認知度が低い結果となり、海洋深層水事業そのものの周知PRが足りていないということがわかりました。

また、現在ペットボトルやサーバーなどで水を購入しているかという問いでは、約3分の1の方が水を購入しているという結果でございました。このことは、海洋深層水も御家庭で利用する水として購入していただける可能性があるという結果であったと考察いたします。

これらのことから、さらに海洋深層水の知名度の向上は必須で、分水しやすい仕組みの構築が必要であるとの回答を得られたと考えておりますので、今後はこれら

資料をもとに事業を進め、みえ尾鷲海洋深層水の利用促進を図ってまいります。

以上です。

- 三鬼（孝）委員長　　海洋深層水事業について説明ありましたが、特に何がありましたら御発言願います。
- 三鬼（和）委員　　前からやっておるんですけど、最近SNSのほうに三重の飯であるとか食であるとか東紀州のというのがあるんですけど、最近、私、地元のそばを海洋深層水で打っているというのを、海洋深層水というタグ入れてやったところ結構食いつきというのかながあって、あれしたんです。食の開発とかなんで、いろいろやってきましたけど、それこそ海洋深層水による専門家にもっと研究していただいて、海洋深層水による加水であるとかそういったことの食、私が知っておる限りではピザとかそばはあって、うまいです、確かに。やっておる方にすると、海洋深層水じゃなけりゃ、この味は出ないって言ってくれているものでありがたいなと。それをネットにしたら、結構、私がああいうのを、60件から100件ぐらいのあれがついてくるんですけど、そういった中からも、着目というか、されたという傾向があるもので、もう少し、先ほど家庭でも使っておったということを書いて、古江の人に言わせると、コーヒーもそれで入れるとおいしいとかとも書いていましたもので、海洋深層水の料理教室とか新メニューの開発というのかな、これ、もう一遍基本に戻ってやればいいのかないかなと思うんですけど、今、最近若い人でも、自分らとメニューつくって、それをネットに載せたりというのが結構ヒットしてやっておる時代じゃないですか。もう一度その辺の基本からもう一遍やるのもどうかなくてこの前思いましたもので、どうですか、その辺は。
- 大和商工観光課長　　委員さんのフェイスブック、見せてもらいました。確かに、やはり使われた方が一番よくわかるということで、そういう方の意見をどんどんどんどん外に出していくとつながりがどんどん広がるといことは、もう、今からというか、もう今やっていないといけないことだと思うんですけど、ちょっとこの枠組み、ちゃんとして、こういう情報は常にくださいという我々のスタンスをしておかんと、情報が入ってこないのかなと。
あとは、深層水を購入されに来る業者さんにどんどん声をかけて、何かあったら言うてください、それ、発信しますと、お互いしましょうということを進めていきたいと思います。
- 三鬼（和）委員　　それと、深層水のことに関してですけど、今、商工観光中心に、ツイッターとか、以前に比べたらかなり情報発信し出して、初めのころは笑い

よったけど、最近はだんだんふえてもきておるし、それを僕なんかはまたリツイートすると、それも全然違う人がいいねとかつけてくれるという広がりも持ちかねておるもので、やっぱり今度は、みんなが着目するような素材があったら、もっとつながりとか普及につながると思うもので、引き続いてそういったところもどんだん力を入れてほしいなと思うんですけども、ちょっと遅かれしみたいなどころはあるんやけど、お願いしたいなと思うんですけど。

○三鬼（孝）委員長　よろしいですか。

○楠委員　今、三鬼委員も提案型の話をしたんですけど、愛媛だと蛇口を開くとジュースが出ますよね。そこを考えたときに、まずは足元から、売ることも大切なんですけど、小中学校で夏場の暑いときに、夏ばて防止のために、ポリタンでも何でもいいんでしょうけど、学校なんかもどんだん活用して、いわゆるそこから一つ口コミで全国的に広がるような工夫もあってもいいんじゃないかなと。そこから販売力が増すんじゃないかなと思うので、その辺の取り組みって、どうですかね。

○大和商工観光課長　よい御提案だと思います。夏場、スポーツされて、塩分の少し入った水ということで、学校とも協議せなあかんとは思うんですけど、そういうのをクラブやっておる子供たちに使っていただいて、もしこれで成績が上がったとかいうことになれば、本当に、これ、おもしろい話になるかと思しますので、そういうのは、教育委員会のほうとかと詰めていきたいと思えます。

○三鬼（孝）委員長　他に。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　それでは、続きまして、商工振興事業について説明を求めます。

○柳田商工観光課長補佐兼係長　それでは、続きまして、商工振興事業について説明させていただきます。

資料10ページでございます。

尾鷲市の産品を広く売り出し、地域経済の活性化を推進するため、一昨年度から地方創生推進交付金の交付を受けまして、食の産業開発促進事業を実施しております。今年度におきましては、商品開発と販売方法などを新しい仕組みにより実施することとし、昨日も記者会見等ございましたが、尾鷲市内事業者5社で結成する尾鷲G o oの会が発足され、商品のブラッシュアップや地域内外への販路の拡大を目指し、現在事業を鋭意進めておるところでございます。

まずは、現在ふるさと納税の返礼品として5社の製品の積み合わせギフトを6種

類作成し、年末の商戦に向けてPRを実施しているところでございます。

なお、本事業は、商工会議所への補助事業として交付され、事業者の選定に関しましては公募を行い、また、キッチンエヌの中村様がそれらをコーディネートするなど、事業者、コーディネーター、商工会議所、市行政が一体となって今現在事業を進めているところでございます。

次のページをごらんください。

今年度の商工観光課におきましては、販路拡大を事業の主軸の一つとして鋭意取り組んでおるところでございます。尾鷲の産品を売り出す力の向上を図っております。

現在、具体的な方法といたしまして、1にありますとおり、まずは、県内での販路を広げるために特産品販売所や道の駅などを訪問し、市内事業者とのマッチングの可能性や、②では、高速道路のサービスエリア、パーキングエリアで販路の拡大について集客力の高い刈谷サービスエリアであるとか土山サービスエリアなどを訪問し、尾鷲コーナーの設置の可能性について協議を行ってまいりました。

これらのことから、今年度に観光誘客イベントを含めました店頭販売イベントを実施するとともに、それを足がかりとして通常販売のスペースの確保ができないかなど、さらに協議をしてまいりたいと考えております。

ほかにも、販路拡大のために、阪急オアシス三重県フェアへの出店であるとか金山駅での特産品の販売PR事業、三重テラスでの特産品のPR、プロマーケット津での尾鷲どうまいとと市まつりなどに参加をいたしております。

今後も、市内事業者様と連携しながら、さまざまなチャンネルで地域産品の販路拡大に向けた事業を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

- 三鬼（孝）委員長 この事業について何か御質疑ありましたら御発言願います。
よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 三鬼（孝）委員長 ないようでございますので、続きまして、東紀州振興公社の一般財団法人への移行及び日本版観光DMO候補法人への申請について説明を求めます。

- 苫谷商工観光課係長 続きまして、東紀州振興公社の一般財団法人への移行及び日本版DMO候補法人への申請について御説明いたします。

12ページ、資料3をごらんください。

東紀州地域は、地理的条件や過疎、高齢化が進行するなど地域の活力が低下し、産業の活性化が難しくなっております。三重県と東紀州5市町で組織する東紀州振興公社では、地域を牽引する産業として、裾野が広く波及効果も期待できる観光関連産業に着目し、持続可能な観光地域づくりに向けた取り組みを進めてきたところ

です。
しかし、観光を取り巻く環境の変化により、行政主導の取り組みでは十分に対応できなくなっており、的確かつ柔軟に意思決定し、迅速に対応できる体制が必要となっております。

また、今後の取り組みを展開するに当たって、データの収集、分析に基づいたマーケティングによるターゲットの絞り込みや戦略づくりを行う必要があります。専門人材の確保、育成や民間のノウハウの活用が必要であります。

地域の稼ぐ力を高め、持続可能な観光地域づくりを進めるためには、東紀州振興公社が法人格を取得し、日本版DMOに移行させ、広域での取り組みをさらに強化していきたいと考えております。

次ページの組織図、移行後をごらんください。

法人としての意思決定機関である社員総会を構成する社員は、当初5市町及び県とし、別途、これまで連携してきた観光協会、宿泊業者等に加え、農林漁業者や商工業者、地域住民等も含めた多様な関係者、民間事業者により構成する協議会を設け、両者が連携して事業に取り組んでいく考えであります。

その後、運営が軌道に乗った時点で、民間事業者に対し社員への加入を働きかけてまいります。

事務局につきましては、当初、5市町及び県の職員によって構成いたします。

現状の東紀州振興公社の人員規模は維持いたしますが、現状4名ずつの観光振興分野と産業振興分野を、観光振興分野5名、産業振興分野3名とし、観光振興分野に重点的に配置してまいります。

また、民間事業者から職員派遣、受け入れ等により専門人材の活用を進め、事業運営が早期に軌道に乗るよう取り組んでまいります。

今後の展開といたしましては、国内外誘客の中核を担うことを目指し引き続き取り組んでまいりますとともに、データの収集、分析に基づいたマーケティングによりターゲットの絞り込みや戦略づくりを行い、民間的な手法も活用しながら効率的、効果的に事業を進め、5市町や県、民間事業者からの事業の受託なども検討し、みずから収益を確保できるよう努め、将来的には旅行業を取得し、城内周遊を図る着

地型旅行商品の販売を行い、ワンストップで予約できる体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

予定といたしましては、令和2年1月、観光庁への日本版DMO候補法人登録申請、3月、日本版DMO候補法人として登録、4月、一般社団法人に移行、令和3年3月、観光庁により日本版DMOとして登録となっております。

なお、一般財団法人に移行するに当たり、令和2年第1回定例会に職員の派遣条例案を総務課より上程予定でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○三鬼（孝）委員長 ありがとうございます。この件について何かありましたら。

○仲委員 済みません。この観光DMO候補法人ということで、以前は公社化になるときに法人化という話が出て、その時には多分ならなかったと思うんですけど、今回、観光DMOに対応するための法人化ということで理解はしておるんですけど、2ページ目の今後の展開の中で、外国人観光客の受け入れ環境整備、5市町ではいろんなこと考えておるんですけどと思うんですけど、尾鷲市では市内ではどのような方向を考えているか。考え方でいいです。

それで、もう一点、5行目に5市町や県、民間事業者からの事業の受託なども検討しておると、これ、例えばどういうふうな。県とか5市町はいいんですけど、民間事業者からの事業の受託というのは、どういう考え方か、わかる範囲で。

○大和商工観光課長 まず、1点目なんですけど、観光の考え方、いわゆるこの5市町単体ではなかなかまとまったインバウンド的なものは難しいということで、このDMOが形成されるということで、各市町のよいところを全て今のところ抜粋で出ささせていただいて、それでいろんなツアー組んだりしていくということで、やはり、宿泊に強い町もあれば、観光というか、熊野古道はつながっておりますので、そういう面を使って一地域として考えていくということで、先般小川委員さんの紹介で海のほう行かしてもろうたように、逆に海からこの地域を見るみたいなのをするとまた全地域がつながるといったようなことを考えていきたいと思っております。

（「事業の受託。あと、ええよ。違う、次行く」と呼ぶ者あり）

○仲委員 このDMOの考え方は、観光地経営だという話もあるんですけど、ただ戦略の策定の中で、関係者の合意形成、これは5市町の関係者の合意形成、これはもちろんされておると、進むという方向ですかね。

もう一つは、その観光関連事業の関係者の合意形成というのは、地域の関係者がある程度主体的になってもらわないとこの事業は進まないと思うんですわ。5市町

では、ほかの市町でやっているかわからんのやけど、尾鷲市の場合、DMOを進化させても、尾鷲市も対象じゃないと、対象というか観光客が来ないと、やはり幾ら観光公社の理事長といえども、尾鷲市もメリットがないと僕はだめだと思うんですよ。そういう意味では、例えば尾鷲市の商工会議所とか物産協会というのの接点は、今のところありますか。

○大和商工観光課長 委員さん、今おっしゃられたとおり、各地区同じなんですけど、観光協会の関係、それから商工会議所、商工会、宿泊の関係者、いわゆるこの観光協会の中にいろんな部会がありますので、それはもちろん今も、作業部会的なものですけど、まだ、かかわりは持っております。

○仲委員 市内でも賛同を得ているということで理解をしたいと思うんですけど、きょうは市長も見えんのやけど、せっかく副市長は見えるので、本市の観光DMOの方向性、観光地づくりというのは、副市長の見た目でどういうふうに動けばいいと思っていますか、DMOにかかわって。

○藤吉副市長 なかなかまだまだ尾鷲市で外国人を受け入れるというところはありませんので、そういう意味では、まず、看板というかサインというか、外国人の方が来て、ここはどこだというのがわかるようなところ、それから、あと、宿泊としての受け入れということで、そういう宿泊先が、ある程度外国人を受け入れられる素地というかそういう言語的な部分も含めてとか、あとは、フリーのWiFiなんかをやっぱり持ってくるとか、そういうことは今後必要なものではないかなというふうに私は個人的には考えております。

○奥田委員 ちょっとこれに関連してなんですけど、今の町の考え方なんですけど、先月、市長らは台湾へ行かれていますよね。この関係ですよ、この振興公社の地方創生関係の補助金でしたかね、あれで行かれていますよね。それについて、市政報告にも何も成果とか何も報告なかったんですけど、どういうふうな成果があったのか、何のために行かれたのか。

(「市長おらんから」と呼ぶ者あり)

○奥田委員 市長に聞いたほうがいいの。

○柳田商工観光課長補佐兼係長 観光DMOの台湾のトップセールスのほう、私のほう随行させていただきまして、市長と同行して動かさせていただきました。

観光DMOの今回の視察に関しましては、もちろん、いわゆる台湾国のほうの政府の要人の方と協議を行うとともに、実際に尾鷲、この東紀州に台湾の方が来ていただける仕組みをつくるために、さまざまな旅行者を2班に分けて、約10カ所程

度回らせていただきました。

その中での成果としては、実際に台湾の方というのは結構日本のほうに旅行に来ておられていまして、なおかつ、関西国際空港におり立つことが多いです。中部国際空港に余り就航していないということで、関西国際空港におりた後に、いわゆる白浜であるとか那智勝浦であるとかというところに宿泊をした後に、ここの国道42号、いわゆるここの道を実際に通っておられるというような中で、ぜひこちらにも立ち寄って、どこかいいところを紹介していただきたいというようなお問い合わせをいただいたり、現地の日本のスタッフを一度こちらのほうへ派遣するであるとか、実際その社長のほうが代表の方がこちらにお見えになって現場を見たいというようなお話もある中で、かなり前向きな議論をさせていただいたかと思えます。

○奥田委員　　そういう前向きな議論をしたというんだらね、僕、市政報告にもあってもよかったなと思うけどね。やっぱり今、問題山積なる尾鷲市じゃないですか。11月なんて結構イベントもようけある中でね、わざわざ市長が台湾へ行かれたわけなので、やっぱりその成果があったんなら、成果がこういうふうにありましたという報告してもらったほうが僕はよかった。今、前向きな議論ができたって言うんやったら。それはそれで報告してもらったらよかったのになと思ったんですけど。

それで、僕はそういうその受け入れ先を、受け皿というかね、そういうのを求める、ふやしていくというのは大事だと思うんやけれども、今、仲委員が言われたように、肝心の尾鷲市の魅力というかね、どこへ来てもらうかとかね、そういう魅力的なところの発信とかそういうことも同時にやるべきやと。せっかく来てもらうてもあれですし、その辺のところというのは、担当としてはどう考えているんですか。

○大和商工観光課長　　委員さんも御存じとおおり、尾鷲市の観光っておくれていると思えます。実際、掘り起こせばいろんなところがあるんでしょうけど、なかなかそれを表へ出せていないのが事実だと思います。これ、各市町ごとに、自分のところの魅力はやはり自分のところでどんどん出さんことには、DMOになってもそのテーブルの上に乗らんということで、いろんな宿泊、食、さまざまなことを各市町で、こんなのあります、こんなのありますというのは、やっぱりラインナップを上げていかなあかのやろうということで、もう、うちら尾鷲市としても、やっぱり観光というもの、お客さんが何を喜ぶかということから、どんどんどんどんもう次年度へ向けて上げれるように努力してまいります。

○村田委員　　仲さんの議論、奥田さんの議論、これに関連してなんですけどね、今、課長、このどんだんどんだん質を上げていくように努力をしていくという言葉

があった、それはその通りなんでしょうけれども、やっぱり受け入れ体制ですよ、受け入れ体制。旅館業も含めていろんな受け入れ体制ありますけれども、まずね、私は基本は、5市町やっているところもあるんですけども、道案内をするのにね、看板に日本語すら書いていない。ましてや外国、英語とかさまざまな言葉も書いていないんです。これは私、七、八年前に言わしてもらったと思うんですよ。三木里海岸だったかな、確か。トイレも外国人の方が来てくれるんだから、きちっと整備をして、まずはどこに何がありますよということをおね、きちっと整備をしなきゃいかんということをお願いしたんですが、観光産業に取り組むのがおこなわれているという、今、話ありましたけど、それ以前の問題ですよ。まず地域が受け入れ体制をどうしていくんだという前提としてね、道案内、そして、どこに何があるんだというそういう明確な位置図ですね、そういうものをまず示さないと全くお話にならないと思うんですよ。台湾人であろうが何人であろうがね、来て、やっぱりわからないと、道の駅だ町の駅だ何だかんだ言っても、その方は全然英語なんかできないでしょう。そういう英語で書かれたような道案内もないでしょう。そういう状態の中でね、成果を上げていくんだって言って、これはもうね、全くこれ、筋違いですよ。やっていくなら、やっぱりそこら辺の底辺からきちっと整備をして、5市町で協議をして、統一をした道案内というものをきちっと看板をつくって、その上に立って、尾鷲市では何がある、熊野では何があるということですね、こういうことを連携させていくし、言わずもがなで十分わかるかと思いますが、例えば、高速をおりて尾鷲からもう高速に乗らないで、尾鷲から熊野、熊野から阿田和とかそういう感じでね、順々に一日めぐっていただける。その中で、この前、小川さんが主導でやられたね、この海の観光ですね、そういうものも含めて総合的にやっていかないと、基本からやっぱり取り入れるということを基準にしないと、これ、幾ら尾鷲のいいところあるんだと言ってもね、これ、始まらないと思うんですよ。

それと、やっぱり、観光をしていただくんだしたら、きちっとトイレですね。トイレ絶対大事ですから。トイレの設置をきちっとするとか、そういう基本的なところからやっぱり始めていっていただくということを、ぜひ賢明な課長さんですから、5市町ではそういうことを提案して、尾鷲が主導権を握るような形で、このDMOですか、こういったものに取り組んでいくということにね、やっぱり期待をしたいと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。一言。

○大和商工観光課長　　当然、5市町での外国人対応、もちろんするべきであるし、それはもちろん我々も声を大きくしていくと。それで、先ほど言われたように、そ

の上で尾鷲市内の整備というのも同時進行で行くという方向で進めさせていただきたいと思います。

○村田委員　いらんこと言うようですけどね、外国人外国人と言いますけれども、外国人が来る前に日本人が来て、何にどこがあって、どういうものだということをね、まず我々日本人の方が来てわかるような体制をつくらないと、外国人に即対応できないですよ。ですから、基本中の基本をまずやるということだけを、くどいようですが、ひとつよろしくお願いします。

○野田委員　先ほど奥田さん、奥田委員のほうから、市長が台湾へ行かれたということで、やはりこういうのは、議員というか、共有せなあかん部分じゃないんかな。市政報告でも出されていませんし、きょうみたいなところで10分でもそういう話をさせていただくということは、公費を使って行かれるんですから、やっぱりそれは最低限必要なことじゃないんかなという、一言ちょっと申しつけておきたいと思います。

以上です。

○内山委員　外国人の誘客の件でちょっと提案があるんですが、宿泊の面に関して、今、外国人のバックパッカーは、携帯のアプリのエアビーアンドビーというのを検索して宿泊先を探す方が多いらしいんですけど、尾鷲市調べると、一、二件しか載っていないというのがありますので、その辺の周知も必要ではないかと思うので、御検討をお願いします。

○三鬼（孝）委員長　答弁いいの。

はい、よろしく申し上げます。

○三鬼（和）委員　今、皆さん言われたこと大事なんですけど、それまでにここへ、この地へ、目的地をするような仕掛けというのが、先ほど海の、熊野古道が出たときに、海道もやったらどうかという、もう杉田さんとか伊藤さんの時代から出ていましたけど、新たにそういうこともそうなんですけど、テレビを見ておきますと、外国人は、いわゆるパワースポットとかそういったところへ目的地として世界中からそこへ現地へ集まって、そこからDMAというか、そういった形になっておるじゃないですか。ですもんで、東紀州で例えばお寺やったら、東紀州の5市町の寺めぐりであるとか神社めぐりであるような、そういったパッケージをやっぱりつくって、それをアピールしていくとか、例えば、今度の八鬼山でも、前札所、前札所と言われるのは、歩いて行っておったから、あそこを通らなくちゃいけないから、そういうつながりがどんどん強くなっていったんやけど、今は車で行かれるわけで

すから、33カ所めぐりでも通らずに行けるわけじゃないですか。それまではここを通らなくちゃいけなかったから必ず通るということがあったんですけど。ですので、そういうのをもっと発信して、33カ所めぐりやっておる方には必ずここへ来るような仕掛けというか発信がやっぱりあって初めて来るんだと思うんですね。そういう数をふやしていかなくは、当然その中では案内板とか宿泊所という問題出てくると思うんですけど、まずそういったところを再検討すべきじゃないか。5市町でもいいものあると思うんです。この前も私なんかは、長島の人がいちいちいろいろなをつくったやつをボランティアで販売したりとかやるもんで見に来てくれって長島へ行ったときに、赤羽の天井にお寺の横にあるところの天井に絵馬を二百幾つかな、飾ってあって、これ、もうみんな見に来るんですね。誰もいないんやけど。そういったように、尾鷲の寺へとか神社にしてでも、それに値する寺社仏閣というのはあるかと思うもので、それやったらそれとか、朱印でも構いませんし、その観光名所にしてでも、そういったやっぱり発信事業をまずやらんことには、ここへ来るあれじゃないですか。それまで、例えば曾根のシーサイドビューには、結構中国系の方は来ておったんさね、クエ食るとか。結構来ておるんです、中心では気がついていないけど。そのように、スポットになるものをまずどう構築していくかというのも、この会社をつくるんやったら、そういったものの開発とかそういうのが大事なんじゃないかなと思うんですけどね、どうですかね。

○大和商工観光課長 委員さんおっしゃるとおり、何がヒットするかということもありますけど、ただ、いろんなラインナップや必要ということで、5市町含めて統一的に回れるようなものがないかとかいうことから、どんどんどんどんふやして行って、まずは、先ほど村田委員もおっしゃったように、日本にまず発信しながら、海外に受けるのかどうかということまで検証していきたいと思います。

○三鬼（和）委員 幾らでもあると思うんです。熊野に鬼ヶ城があって、この辺、鬼のつく名字が多いとか、一鬼から二鬼からという、松永さんやったかな、選挙管理委員長なんかも、そういうのを研究したりとか、たくさんいると思うんですね。そういったものが商品にならないかとかという、ここへ来たときに、それで回ってくれる人をつくるかとかいう形とかいうのか、そういったものをもっと発信できるようにすべきだと思うんですけど、お願いしたいと思います。

○小川委員 今、三鬼委員さん言われたようにね、海の観光とかありますけど、このふるさと納税の中にも今度入れましたよね、アクティビティで、海から見る日本の里100景とかといって、須賀利のほうへ行くやつ、そういうのを、ふるさ

と納税とは別に、そのDMOのほうに入れるということもできますよね。そういうのも考えていったらどうなのかなと、今、提案させていただきます。

○大和商工観光課長 現在そういう商品化したのが尾鷲市と熊野市にもございます。それらの連携と、それから紀北町のほうも、ずっと連携すれば同じようなリアス式海岸ですけど、みんな風景が違うというところがありますので、一つのつながりとして、海のつながりという商品開発はええ案ではないかと私も思っております。

○小川委員 今、寺のことを言われましたけど、その須賀利の寺、竹中半兵衛ですか。あのゆかりの人が建てたとか、そんなのが、半兵衛やね。そういうのをツアーに入れて、それ、船で行ってもらうとか、ふるさと納税のほうに入っていますのでね、それを使わん手はないなと思いますので、ぜひ使ってください。

○三鬼（孝）委員長 他に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 ないようでございますので、続きまして、夢古道おわせ、夢古道の湯の利用料金の改定について説明をしていただきます。

○苫谷商工観光課係長 続きまして、夢古道の湯利用料金の改定について御説明いたします。

資料4をごらんください。

夢古道の湯がオープンした平成20年4月より現在まで据え置きされておりました夢古道の湯の利用料金について、尾鷲市地域資源活用総合交流施設の設置及び管理に関する条例第8条第2項により指定管理者が条例で定めた金額の範囲内で定めるものとし、あらかじめ利用料金について市長の承認を受けなければならないと規定されており、協議を重ねてまいりました。消費税を内税で取り扱っている夢古道の湯の利用料金は、平成20年度にオープンしてから、平成25年度及び令和元年度の2回、消費税増税時にも利用料金の改定をしておりません。

また、オープンから12年が経過しようとする中で、消費税増税、物価上昇、水道光熱費についても上昇しており、さらに、最低賃金も平成20年から令和元年の12年間で701円から873円と上昇。加えて、次年度に海洋深層水の値上げが予定されているなど、さまざまな要因が指定管理者より示され、利用改定を行うことを承認いたしました。

改定時期につきましては、令和2年4月1日から。

改定後は、月曜から金曜の平日と日祝及び繁忙期の2種類の料金体系とさせていただきます、現行600円の中学生から64歳までを平日650円、土日祝及び繁忙期

700円、現行500円の65歳以上の高齢者を平日550円、土日祝及び繁忙期600円に改定いたします。なお、4歳以上小学生まで及び4歳未満につきましては、据え置きとさせていただきます。

説明につきましては以上でございます。

○三鬼（孝）委員長 説明が終わりましたので、この件について何か御質疑ありましたら、御発言をお願いします。

○高村委員 この前の委員会でも言いましたように、尾鷲のこの町のことを考えますとね、やっぱり庶民の楽しみにしているのは温泉だとかね、お風呂なんですよ。それをちょっと100円上げたら、何ですか、土日やと700円ですか。それ、8回やっていったら5,000円超えますね。そういう人が、どんどん土日700円ね、そないしたら、お金を余分に持っている人らは行けますけど、僕らから見るとね、やはり2,000円、3,000円という金がね、すごく負担になるんですよ。ましてやね、市内のお風呂屋から見たら、約倍ですわ。それを考えると、非常に裕福な感じのお風呂という感じじゃなしに、やっぱりたくさん行ってもらいたいものでね、僕はそう言うところのやけど。それで、そのお風呂屋、市内のお風呂屋の人は、補助金なんか一銭ももらっていないんですよ。薪する木を自分で割ってね、頑張っているんですよ。まして900万の補助金をもらって、それ以上に上げるというのはね、その補助金の中で勉強してもらったらいいと思うんでね、何とか庶民の皆さんに来ていただくようにしていただきたいと思いますわ。

○大和商工観光課長 委員さんのおっしゃることはよくわかるんですけども、先ほどの係長からの説明の中にありましたように、やはり経済状況がもう12年前とは大分変わってきたということで、協議の中でも、最小限、この平日と土日を分けたのは、やはり平日に来られる市民の方のほうが多いと、圧倒的に多い。それで、土日はやはり外から来る方も多い。約3倍近くの比率になります。ですので、できるだけ抑えた料金改定ということも協議の中にありましたが、最小限で行くと平日を50円、それで、土日、繁忙期を100円ということで上げさせていただいたと。

それで、銭湯とどうなのという御意見ですけど、やはりこの施設は、あくまで最初からその線引きはして、銭湯は生活の中のことであって、ここは、また、息子さんやお孫さんが来たときや、それで、地元の方も使える方使っていただくという住み分けがあって料金の差が相当開いておると思うんですけど、ここは本当に今の状況も鑑みると、こういう料金の値上げはいたし方ないかなということで御理解をいただきたいと思います。

○三鬼（孝）委員長　　他にございますか。

○奥田委員　　これ、ちょっと確認なんですけど、指定管理の期間というのは、いつまでなんですか、今の。

○大和商工観光課長　　今年度から3年です。

○奥田委員　　ということは、3年契約だけど、2年目から上げるということになるのかな。ですね。

でも、これ、指定管理料、今、高村委員言われたように900万の算定するときにはね、消費税がこの10月で上がることも全部加味しているじゃないですか。でも、今ごろになって、この消費増税がどうのこうのと言うて来年上げるんだという、指定管理が3年ある中での2年目から上げるというのは、僕、これ、最初から上げるならわかりますよ、指定管理期間があつて、最初から。ちょっと私はちょっと腑に落ちないんですけど、ここの説明では。いかがですか、2年目からこれを上げるというのは。

○大和商工観光課長　　指定管理の制度上は、確かに委員おっしゃるとおり、3年間のうちの2年目からという形になりますが、やはりわかっておったとはいえ、10月に増税があるというのはわかっておりました。指定管理者のほうもそれを踏まえて運営してきたということで、その10月1日で上げるという話もあったときに、いや、それは違うという話でとめておった事実もあります。でも、やはり、その他いろいろな上昇というのは歯どめがきいていない状態で、やっぱり運営上で支障を来すと。やはり、先ほども申しましたように、現状の経済のことを考えると、いたし方ないかなということで御理解をいただきたいんですが。

○三鬼（孝）委員長　　よろしいですか。

○内山委員　　僕もちょっと確認なんですけど、土日の利用の時に、例えば尾鷲市民という証明みたいなのを渡したら650円で行けるとか、そういう議論はなかったんですか。

（「それはあつてもいい」と呼ぶ者あり）

○苫谷商工観光課係長　　一応その議論もあるにはありましたが、ただ、土日の場合は、お風呂、一応夕方をメインで時間が限られる中で、窓口オペレーションにちょっと支障が来すというところもありますので、そこのところはちょっと御理解いただきたいというふうに思っております。

○三鬼（和）委員　　内山委員の言われることも一緒に、多分、隣の熊野市は、奥のほうに温泉あるじゃないですか。あれ、多分、熊野市民に対しては、何か割引原

価なのか。私700円って、700円にしておいて、尾鷲市民だけ、そのままの600円になるような方式の考え方はしなかったのかなと思って、何らかの形で。もうそれでいいと思うんです、集客でやるんだら。隣の熊野市なんかやっておるんですから。ただ、今考えるように、証明を見せよとか何とかなんて手間がかかるとか云々、コストの問題もあろうかと思うんですけど、現実、熊野市の一番奥にある温泉はそのような方法でやっておるんですけど、そういった議論なかったですか。

○苫谷商工観光課係長 証明書とか、そういった割引券とかというところまでは、ちょっとやっぱりコストの問題とかありますので、やっぱり、オペレーションですね、繁忙期、1日多いときで600人、800人来るときもあります。それで、作業がたった一つ、二つでもふえると、やっぱりその混雑がひどくなるというところもありますので、そのところは、ちょっと御了解いただきたいと。

○三鬼（和）委員 私なんかは結構好きやもんで、あちこち回って、例えばJAFのカードを持っておるだけで定価よりかも5%が10%まけてくれる、全国にあるわけですね。ですので、これも別にコストかけたくないと思ったら、広報おわせへ割引券つけてやれば、700円払って、その割引券ついたら、その分だけ引けば、その差額だけ出せば済むわけじゃないですか。幾らでもコストをかけずにできるんですよ、やろうと思えば。ですから、そういった議論を行政側も含めて提案したりとかしなかったんかということをお聞いているんです。よそから来る人に、高い値段取るのは構いません。1,000円でも構わんと思う、それは。

○大和商工観光課長 地元の方を優遇したいのはやまやまなんですけど、やはり指定管理制度で出しておる以上、ビジネスとしても成り立たなあかんということも、あそこでは雇用を生んでやっておるというのであるということなので、それ、多分私言うのは説明不足やと思うんですけど、そこらちょっと御理解いただきたいと思います。

また、そういう御提案については、ここ、また考える余地十分ありますので、検討させていただきたいと思います。

○南委員 ちょっと尋ねたいんですけど、割引券制度って、やっていません、今、現在。

（「昔あったね」と呼ぶ者あり）

（「回数券」と呼ぶ者あり）

○南委員 現在、割引券、割引制度。

（「回数券じゃない」と呼ぶ者あり）

(「10枚買うたら1割引き」と呼ぶ者あり)

○南委員 いや、違う、違う、違う。来て、何か証明持って割引というのをやっています。

(「それ、多分、よいとこ定食とかのときに、三つ押していただいたら、風呂の割引券出すよというのあったと思います」と呼ぶ者あり)

○南委員 多分、今でもあるのかな、そうやもんで。

(「いや、もうないです」と呼ぶ者あり)

○南委員 ちょっと確認しておいたほうのほうがあええよ、最近の話やで、それ。僕は利用しよるさかい、風呂をね。だもん、現実の話やで。

○苫谷商工観光課係長 割引券に関しましては、先ほど課長が言ったよいとこ定食と、あと、もう一つ、昨年度までの観光大使の名刺に割引券のほうを印刷して使っていました。

○南委員 今回、土日を分けたということは若干僕も違和感あるんですけどね、ここの数字の分け方については。そういう意味では、10年間値上げせずに頑張った、当然指定管理の施設やで、もう市がやっておるみたいな施設やで当然といたら当然なんですけれども、10月から上がって、来年のことなんやけれどもさ、もし上げなかったら、これ、収支がもう、全体収支が僕出ていないものでさ、ある程度、来年からのスタートやもんでええんやけれども、来年度の時はね、ある程度ね、この全体的な収支の中でこれだけ値上げしたんですというようなことぐらい口頭でも説明して欲しかったなと思うんです。これやと、ただ上げますよというだけのあれやものでね、話やもんで。条例では、恐らく1,100円以下やったんですか。

(「1,000円です」と呼ぶ者あり)

○南委員 1,000円以下が条例でもう決められておるものでね、これは最終的に市長が決裁してオーケー出すということですよ。わかりました。

○三鬼(孝)委員長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○三鬼(孝)委員長 なければこれで。

ありますか。

○野田委員 ちょっと今の南委員の質問の中で、その回数券みたいなもん、ないんですね、そうしたら。僕もある思い。

(「いや、ある。あるのかね」と呼ぶ者あり)

○野田委員 え。

(「回数券、あるよ」と呼ぶ者あり)

○野田委員　あるんだったら、ここにもちゃんと説明するべきじゃないのかな、この利用料金の改定についてというところに。そういう使用の。

(「できない人は、回数券買ったらええのに」と呼ぶ者あり)

(「回数券割り引きできへん」と呼ぶ者あり)

○大和商工観光課長　回数券は現在も販売していますんで、ただ、枚数がちょっと少なくなるという協議の中で出たんですけど、それについては企業の努力ということで、済みません。

○楠委員　せっかく料金を値上げするんであれば、大事なところは、どこにサービスの向上があるのかというのがないと、とてもじゃないけど、ガソリン代使ってもね、きなりのお湯に行きますよ、源泉だもん。

(「きなりの湯は源泉じゃないさ」と呼ぶ者あり)

○楠委員　上げたやつをね、やっていますけど、湯ノ口温泉だって。そういうことを考えて、あの場所のサービスとそんなに変わらないにしても、値段が高いですから、ガソリン代は忘れて車で行くということになると、本当に利用者が逆に減るんじゃないかと思うんですよ。1,000円も1,500円も取るんだったらまた別なんですけど、何かこのサービスがどこかにあるというのが、これから極端な言い方すればね、打たせ湯があるとか、ちょっと休んでも足湯があるとか、海洋深層水のね、そういうのも少しサービス向上の一環として、新たなちょっと設備投資しなきゃいけないですけど、そういう工夫もなければ、ただ消費税が上がったから上がったからってやっていると、人件費も上がったからと言っていると、そのうち誰も来なくななくなっちゃうんじゃないかと思うんですけどね、その辺どうですかね。

○大和商工観光課長　そういう議論も少しはありました。上げることによって。ただ、やはり料金を上げるということは、今までのとおり、7万人やったら7万人の想定はできんやろうと、90パーぐらいに落として、料金が上がって、大体運営上とんとんになるというような発想のもとに行く。

それで、サービスについては、やはり指定管理も考えておりますので、何らかのサービスは、大したことはないかもわからないんですけど、やはりそれは我々も指導しながら、この料金改定4月1日からなので、それに合わせてしたいと思います。

○楠委員　そういう考え方があるんだったら、もう一度、人口減と利用者数と、それから値上げの関係をグラフにしてみて、最終的にどこが適切なのかどうかの検討もおかないと、本当にじり貧になっちゃいますよ、言っておきますけど。そ

れだけ。

○三鬼（孝）委員長 よろしい。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 なければ、これで商工観光課の審査を終わります。御苦労
さんです。10分間休憩します。

（休憩 午後 3時05分）

（再開 午後 3時14分）

○三鬼（孝）委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、建設課の議案第92号、議案第93号、議案第95号の3件の審査に
入ります。

それでは、議案92号と議案93号を一括して審議しますので、説明を求めます。

○高柳建設課長 建設課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第92号、尾鷲市都市公園条例の一部改正について、それから、
議案第93号、尾鷲市普通河川管理条例の一部改正についてということで、担当係
長のほうから説明をさせていただきます。

○北村建設課係長 それでは、議案第92号、尾鷲市都市公園条例の一部改正に
関しまして説明いたします。

令和元年度第4回尾鷲市議会定例会条例一部改正案、新旧対照表72ページをご
らんください。

今回の条例改正は、受益と負担の公平性の確保を目的として、使用料、手数料に
係る受益者負担に関する基本方針案に基づき見直しを行うもので、統一した負担額
算出根拠としまして、同基本方針案に示されたコスト計算方式を活用し、公園使用
料を算出いたしました。

公園使用につきましても、同条例の別表第1条関係において規定しており、大き
な種別としまして、公園施設を設ける場合、公園施設として管理する場合、都市公
園を占用する場合、次ページ、73ページの行為の許可を受けたものが次に掲げる
行為をする場合の四つに分類し、その中で占用施設の種類や行為に応じて使用料を
設定しており、それぞれ項目において現行使用料や近隣市町の均衡も考慮しながら
算定した結果、改正後の使用料としましては、72ページから73ページに示す新
旧対照表に示すとおりとなっております。

また、備考欄におきまして端数処理について表記し、消費税につきましても占用

が1カ月未満であるときは、消費税及び地方消費税を徴収し、1カ月以上であるときは、消費税及び地方消費税は徴収しないことを明確に表記することといたしました。

以上で、尾鷲市都市公園条例の一部改正に関する説明を終わります。

続きまして、議案93号、尾鷲市普通河川管理条例の一部改正に関しまして御説明いたします。

新旧対照表74ページをごらんください。

こちら尾鷲市都市公園条例と同様に、使用料、手数料に係る受益者負担に関する基本方針案に基づき見直しを行うものでございますが、河川と占用料の算定につきましては、河川のしゅんせつや護岸の修繕など、その維持管理コストの多くは利用者以外が受益するため、維持管理コストからの料金算定がなじまないと考えられることや、他市町の料金設定を調査した結果、近隣市町を含め多くの市町が三重県河川流域占用料等徴収条例の占用料金に準拠しており、それらとの均衡性や、さらには市内の県管理河川との整合性も考慮し、三重県河川流水占用料等徴収条例に準拠して占用料を改定したいと考えております。なお、本市における道路占用料におきましても、既に三重県道路占用料徴収条例を準拠して定められていることから、今回の改正により、それらとの整合性も図ることができるものと考えております。

改正内容につきましては、条例新旧対照表74ページから77ページの別表第1、河川海岸等土地水面占用料金表、77ページから78ページの別表第2、土砂等採取料金表、78ページの同表第3、流水占用料に示すとおりでございます。

なお、今回、県条例に準拠して各料金の見直しを行うとともに、あわせて項目や単位につきましても他市町と同様に県条例に合わせて整理させていただきました。また、別表の備考欄には消費税や端数処理の取り扱いについて明確に表記することといたしました。

以上で、尾鷲市普通河川管理条例の一部改正に関する説明を終わります。

以上でございます。

○三鬼（孝）委員長 議案92号と議案93号の説明は終わりましたので、質疑に入ります。

御発言願います。

○村田委員 都市公園条例の一部を改正するところで、電線について、改正前が380円、そして、改正後が30円ですか。ほかのところはほかの項目というか、ほかのところは全部値上がりしておるんですが、これだけ下がっているんですね。

この理由だけ教えてください。

○高柳建設課長　今回のこの使用料の算定に当たりましては、他市町との均衡性ですとか従前の料金からの値上がりの関係も、1.5倍という基本方針に基づいて算定しております。それで、この電線の現行の38円から30円に下がったといいますが、今回改めて関係する三重県内の13の市、あるいは、その近隣の紀北町との料金の調査させていただきまして、それらの平均と比べて、従前のこの38円というのがやや高かったということから、今回は、もうそれに合わせて、近隣市町の料金から10%という、その基本方針の限度の中でも30円ということで設定をさせていただいたところでございます。

○三鬼（孝）委員長　他に。

○楠委員　基本的に占用料というのは払わなきゃいけないのは当たり前の話なんですけど、実際に占用している関係の実態調査なんか、されていますか。

○高柳建設課長　普通河川のこの条例に基づいた使用料として徴収している事例については、市内で約60件ほどございます。それについては、主には移行時期ということで、法定外の水路等に橋をかけるような、乗り入れをかけるようなケースが一般的に多い形になっております。それについては、市内で占用の許可の更新等で手続を行っていますので、それについては、そういう手続の中で把握しているというような状況でございます。

○楠委員　手続中ということだったら、手続していない人はあらわれてこないということで、使用料の公平性から見た場合、もう少しちょっと調査をしないと、何人かの方からいろいろ、あそこが金払っていないんじゃないかとかね、そういう話聞くと、私もそこまで細かく調べる権利も何もないんで言いようがないんですけど、やはりこの料金表、今回改正するに当たっても、やはり納めなきゃいけないものはちゃんと納めてもらうという公平性の点から、再度その公共施設の利用に当たっての対象になるものについては実態調査をやったほうがいいんじゃないかなというふうに思いますので。

以上です。

○三鬼（孝）委員長　他に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　ないようでございますので、議案第92号と議案第93号の審査を終わります。

続きまして、議案第95号と、それと、追加議案の議案第101号がありますの

で、よろしく申し上げます。

それでは、最初に、95号の説明を求めます。

○高柳建設課長　それでは、議案第95号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決についてのうち、建設課に係る予算に関しまして説明いたします。予算説明書の40ページ、41ページをごらんください。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費につきまして、補正前の額5,547万7,000円に対しまして補正後の額5,078万円で、469万7,000円の減額のうち、建設課に係るものといたしまして、11節需用費を33万3,000円増額するものでございます。

内容につきましては、公用車の修繕料33万3,000円といたしまして、本年10月18日から19日にかけての豪雨の際に九鬼町地内において河川水位の上昇により近接する市営住宅において浸水の恐れがあるとの通報を受けまして、当課の職員が状況確認のため建設課公用車にて現場へ急行した際に、途中の道路が一時的に冠水していたため、そこを通過した当該車両のエンジンが損傷し走行不能となったため車両の修理が必要となったものでございます。

なお、当該車両は、市有物件災害共済会の自動車損害共済の対象となりますので、修繕後に保険額として約22万円が支払われるということでございます。

続きまして、予算説明書の42ページ、43ページをごらんください。

次に、7款土木費、6項住宅費、1目住宅管理費につきまして、補正前の額3,290万1,000円に対しまして補正後の額2,955万3,000円で、334万8,000円の減額のうち、建設課に係るものといたしまして12節役務費を253万9,000円増額するものでございます。

内容は、登記手数料253万9,000円といたしまして、本定例会の質疑において説明もさせていただいたところでございますが、広報やホームページにて周知をさせていただいた結果、問い合わせ等があり、一定の応募が期待できる新田団地につきまして公募により公売による売却に向けた測量及び登記手数料等の経費を計上させていただくものでございます。

今後のスケジュールといたしましては、今回補正予算として御承認いただければ、本年度内に測量及び分筆登記を完了させるとともに、来年度には不動産鑑定を実施した上で公売手続を進めていきたいと考えております。

続きまして、補正予算書6ページをごらんください。

まず初めに、続きまして、債務負担行為補正でございますが、建設課に係るもの

といたしまして、第2表債務負担行為補正の追加のうち、下から6行目の港湾公衆便所外清掃業務委託でございます。

期間といたしましては、令和2年度の1カ年で、限度額は57万2,000円でございます。

行政常任委員会資料の1ページをごらんください。

こちらの位置図にお示したトイレが清掃委託をいたします3カ所のトイレでございます。場所といたしましては、①の堤防付近にある尾鷲港天満公衆便所、②の長浜公衆便所、待合所、③の尾鷲港屋外公衆便所の計3カ所でございます。いずれも年度当初から業務を行う必要があり、年度内に契約手続を進めるため、令和元年度の債務負担行為補正として計上させていただくものでございます。

議案第95号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決についての説明は以上でございます。

○三鬼（孝）委員長　　続きます。追加議案の議案第101号の説明を求めます。

○高柳建設課長　　それでは、議案第101号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決についてのうち、工事請負費として計上させていただいた普通河川岡の川河川災害復旧工事について御説明いたします。

まず初めに、上段左側に記載の工事概要についてでございますが、工事費といたしましては6,345万5,000円で、復旧延長といたしましては、左岸側、下段の各図面の左側部分になりますけれども、延長が21.0メートル、復旧内容といたしまして、コンクリートブロック積工が95平米、上下流端部の取り付け部分の小口止工2カ所とすりつけ工が9.0平米でございます。

また、右岸側につきましては、復旧延長34.7メートル、復旧内容といたしまして、大型ブロック積工が270.0平米。右岸と同じく小口止工2カ所とすりつけ工が31.0平方メートルでございます。

また、今回の被災原因が異常出水により河床が低下し、護岸の基礎部分が洗掘されたものと想定されますので、再度の被災を防止するために、河床にコンクリートの根固めブロックを50個設置いたします。その他仮設工といたしまして工事用道路工及び施工時の水中ポンプによる水替工を計上しております。

詳細につきましては、下段の計画平面図及び標準断面図に示したとおりでございますが、右岸側につきましては、護岸の高さが7.5メートルと高さがあり、構造計算の結果より、通常の間知ブロック、通常ブロック積みではなく、大型ブロック積工で復旧を行うこととし、掘削影響範囲となる舗装あるいはそのブロック塀に

つきましても原形復旧を行います。

今後の予定といたしましては、本年12月の最終週に国の査定を受ける予定としておりまして、その後、速やかに一般競争入札により工事発注手続を進め、来年1月の下旬には契約に至るよう進めていきたいと考えております。

なお、工期といたしましては約6カ月間が必要と考えておりまして、来年の台風時期までには完了させたいと考えておりますが、年度内での完成は見込めないことから、前払い金を除く契約額の6割に当たる3,806万1,000円を今回の補正により繰越明許費として計上をさせていただいております。

令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決についての岡の川河川災害復旧工事に係る説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○三鬼（孝）委員長 議案第95号と議案第101号の説明が終わりましたので、御質疑に入ります。

○三鬼（和）委員 議案101号なんですけど、ちょっと素人なので、ここに先ほど説明の中では、今後の補強のために根固めブロック50個というか、設置する。それによって、その工事区間前後というのかな、その強度は大丈夫なんですか、そこだけ強くすることによって、その前後のところは反対にまたこういったような大雨というかこれになったときには、大丈夫ですか。

○高柳建設課長 根固めブロックといいますのが、標準断面図に示す川の底の部分に、このブロック、平たいブロックを並べるような形になります。これによってその川の土が移動するのが防止されるということになります。その川の上流部につきましても、それをすることで床が安定すると。この川のこういう勾配が安定するというような効果もありますので、それにつきましては、これを置くことによって上下流がおかしなことになるということはないと考えております。

○楠委員 この断面で見ると、右岸と左岸は、もう構造体がもう全然違う今説明されたんですけど、この川は、直線なので問題はないんじゃないかと思うんですけど。水が蛇行した場合、左岸側のほうのこの擁壁そのものが、今回の大雨みたいなときに逆に負けてしまって、また崩れるということはないんですかね。

○高柳建設課長 構造物としては、この背後の高さの関係によって、どれだけのこういう重量物が要するかというのは決まっています。その川が、こう流水として流れたときに、お互い、これ、コンクリートの構造物でございますので、それでお互い干渉するようなことはないかなというふうに考えております。ちょっと構造

体としては大きく違いますけれども、大体中程にちょっとラインが横に入っているかと思うんですけれども、今回被災したときに出水の高さがこれぐらいですので、通常であれば、お互いのコンクリートの構造物の中で水は処理されるというふうに考えております。

○楠委員 用地境界内で擁壁をつくるということで、多少根入れが何か人の屋敷にも入る部分があるんですけど、実際に高強度で計算したときに、この断面で、既存の今までの断面と基本的には変わっていないんですか。

○高柳建設課長 既存の断面と変わっていないかという形になりますと、特にこの右岸側につきましては、もともとは間知ブロックで、こういうちょっと複断面という小段がついたような形状になっておりました。

国の災害査定原則として原形復旧ということになってきますので、例えば、今後、高強度がこれだけですので流量としてはこれぐらいが見込まれるとか計画的に断面を決めていくような形ではなくて、あくまでもそのサイドの被災を防止した上で原形復旧というのが基本的にもう災害復旧の原則になってまいりますので、従前の機能と同等の機能をこの用地の制約なんかも考慮しながら設定したのがこの工法でございます。

○三鬼（孝）委員長 よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 ないようでございますので、これで建設課の審査を終了いたします。御苦労さんでした。

委員会を閉会します。

月曜日、3課残っておりますので、よろしく申し上げます。

（午後 3時33分 閉会）